2. 導入を検討する個別施策と期待効果

本章では、3R 配慮製品の推進のために導入を検討する個別施策とその期待効果を検討する。検討を行うにあたり、まず、既存の 3R 配慮に関する個別施策を整理した。また、3R 配慮に直接的に関係しないものの今回検討を行う上で参考となると考えられる施策についても併せて整理を行った。整理結果を下表に示す。本事業では、導入を検討する個別施策を「インセンティブ施策」「規制的施策」「情報提供施策」の 3 つに分類することとした。

表　3R 配慮製品の推進に向けた個別施策

	インセンティブ施策	規制的施策	情報提供施策	
			個別施策に連動した情報提供	普及啓発・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ
消費者／購買者	・エコポイント ・キャッシュバック ・補助金、減税	・グリーン購入法 ・環境配慮契約法	・ラベル、マーク等表示（表彰ラベルも含む）	・製品環境情報提供（店頭、Web、カタログ、展示会等） ・メディア、マス広告
製造事業者	・グリーン購入法 ・表彰、認定制度（自社品への表彰・認定） ・補助金、減税	・EuP（ErP）指令		・消費者・販売店とのコミュニケーション
販売店	・表彰、認定制度（販売店への表彰・認定） ・補助金、減税			・消費者・製造事業者とのコミュニケーション
行政（国、自治体）		・グリーン購入法 ・環境配慮契約法		・関係主体とのコミュニケーション
	↑	↑	↑	↑
国際動向を踏まえた対応				

上表に示した個別施策の中から、3R 配慮製品の推進に向けた個別施策として比較的、展開可能性が高いと考えられるものを抽出した（次表参照）。

表　本事業にて検討対象とした 3R 配慮製品の推進に向けた個別施策

グリーン購入法を活用した公共調達	●既存法律（グリーン購入法）が存在するため、同法のスキームに基づき 3R配慮に関する事項を基本方針の「判断の基準」として位置づける等の検討が可能。 ▲具体的な「判断の基準」については、評価基準・評価指標の在り方を含め、新たに検討することが必要。 ●なお、「判断の基準」を検討すれば、既存法律のスキームに従い、国・自治体の公共調達基準としての活用が期待（検討による明示的な効果が期待）。
表彰制度	●類似の既存制度（エコプロダクツ大賞、3R推進功労者等表彰等）が存在するため、同制度に 3R配慮に関する事項を追加する形で検討が可能。 ●表彰のための基準については、柔軟に設定が可能（表彰制度独自の考え方・理念等のみでも対応が可能）。
経済的インセンティブ	●3R配慮製品に経済的インセンティブを付与することで、3R配慮製品の市場への拡大が期待。 ▲経済的インセンティブの付与のためには、原資の確保が課題。 ▲具体的な「判断の基準」については、評価基準・評価指標の在り方を含め、新たに検討することが必要。
国際動向を踏まえた対応	●国際動向を踏まえた対応により、製品の国際競争力の確保に資することが期待。 ●我が国は 3R分野において世界的にもリードしていると考えられ、国際的な環境配慮性能の評価ルール等に関する標準化の議論をリードすることが可能。

※　▲：検討にあたっての懸念事項

以下、「グリーン購入」「表彰制度」「経済的インセンティブ」「国際動向を踏まえた対応」について現状分析を行い、個別施策により期待される効果と検討にあたっての論点を整理した。

◆個別施策検討の流れ

＜現状分析＞

検討対象とした個別施策に関して、国内外の既存の制度に関する情報を収集・整理し、既存制度における 3R の取扱等について概略をとりまとめた。

＜個別施策により期待される効果＞

検討対象とした個別施策に関して、個別施策の活用イメージを示した上で、期待される効果に関するファクトデータを収集・整理した。加えて、期待される効果を検討する上での留意事項について検討委員会での委員からの指摘事項を踏まえ、とりまとめた。

＜検討にあたっての論点＞

検討対象とした個別施策に関して、次年度以降、具体的な施策内容の検討を行う上での論点について検討委員会での委員からの指摘事項を踏まえ、とりまとめた。なお、本年度は、具体的な施策の方向性に関するとりまとめは行わず、検討を行う上で課題となる事項を様々な観点から整理することとした。

なお、国際動向を踏まえた対応については、次年度以降に詳細な検討を行うこととし、本年度は国際動向について関連するファクトデータの収集に注力した。

2.1. グリーン購入法を活用した公共調達

(1) 現状分析

3R 配慮製品の推進施策としてグリーン購入法を活用した公共調達を検討するにあたり、国内外のグリーン購入制度（日本、EU、米国、台湾）の現状分析を行った。また、国内外のグリーン購入制度における 3R の取扱について概略を整理した。現状分析の観点及び整理結果を以下に示す。

＜整理の観点＞

- 名称
- 運用主体
- 対象製品（家電、PC が含まれているか）
- 適用範囲
- スキームの法的位置付け
- 評価ルール、基準（3R 配慮が含まれているか）
- 認証上の手続き
- ラベリング

表　国内外のグリーン購入制度の概略

		日本	EU	米国	台湾
名称		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）	公共部門のグリーン調達に関する指令（Directive 2004/18/EC、Directive 2004/17/EC）	環境にやさしい製品購入プログラム（EPP: Environmentally Preferable Purchasing Program）	政府調達法
運用主体		環境省	欧州委員会（European Commission）	米国環境保護庁（EPA: United States Environmental Protection Agency）	台湾環境保護庁
対象製品		19 分野 246 品目（2009 年 4 月現在）	指令では製品の限定はしていないが、欧州委員会は、10 の優先部門を定め、クライテリアの策定を進めている。	50 カテゴリ、600 以上の製品	70 カテゴリ、1018 品目
	本検討の対象製品	冷蔵庫（電気冷蔵庫等）、テレビ（テレビジョン受信機）、エアコン（エアーコンディショナー）、パソコン（電子計算機）	PC	PC	冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、PC
適用範囲		・国等の各機関（国会、裁判所、各省、独立行政法人等） ・地方公共団体、地方独立行政法人（努力義務） ・事業者、国民（一般的責務）	加盟国政府に委ねられている。 （例：英国では政府省庁、外局、独立行政法人）	連邦職員	すべての省庁、政府機関、公益法人
スキームの法的位置付け		法律	指令（強制力はない）	プログラム（大統領令 13423 号「連邦政府の環境、エネルギー及び輸送の強化」に基づいている）	法律
評価ルール、基準		2 段階の基準がある。 「判断の基準」：この基準を満たすものが、調達の対象となる。 「配慮事項」：要件ではないが、配慮することが望ましい。	・指令では特定の基準は設けられていない。各国政府の判断で、エコラベル等のクライテリアを利用することが推奨されている。（最もよく知られているラベルとして、特に EU エコラベル（EU フラワー）のクライテリアが推奨されている） ・共通のクライテリア策定の準備として、ウェブサイトで GPP ツールキットが公開されている。ここでのクライテリアは、EU エコラベルと各国のエコラベルのクライテリアを発展させて策定したものである。	・カテゴリごとに基準が定められている。 ・PC に関しては、EPEAT のクライテリアを使用している。	・基準の適合度で、三段階に分かれており、第一類製品及び第二類製品を優先調達しなければならない。 第一類：グリーンマーク対象製品、または台湾の承認・協議のある外国の環境ラベル対象製品 第二類：グリーンマーク対象製品に準ずる製品 第三類：社会的便益を増大させるかまたは社会的費用を減少させる製品
	3R 配慮	・製品の長寿命化および省資源化、または部品の再使用もしくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ・再生プラスチックが可能な限り使用されていること、または、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ・再生マグネシウム合金が可能な限り使	・メモリは容易にアクセスし、交換できること。 ・ハードディスク、CD/DVD ドライブも交換できること。 ・分解容易性を考慮すること。 ・プラスチックは、1 種類のポリマーか混合可能なポリマーを使用すること。 ※GPP ツールキットのクライテリア（PC） ・メモリに容易にアクセスし、交換できる設計であること。 ・ハードディスク、CD/DVD ドライブが交換できる設計であること。	・全対象製品において、製造業者は、プリント板ユニットと包装を除き、プラスチック中のリサイクル樹脂割合が 5%を超えるものかを明示すること。 ・全対象製品において、製造業者は、包装を除き、製品中の再生可能/生物由来のプラスチック資材が 5%を超えているかを明示すること。 ・全対象製品中の大きなプラスチック部品について、リサイクル・再利用できない塗料やコーティングをしていないこと。 ・全対象製品の外装は容易に取り外せる	・段ボールは、80%以上のリサイクル原料を用いたものであること。

		日本	EU	米国	台湾
		用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ※すべて「配慮事項」に含まれている。	・グラフィックカードが交換できる設計であること。 ・製造業者が、修理・リサイクルのための無償回収を行うこと。 ・製造業者は、分解容易性についての報告書を作成すること。 ・プラスチック材料、金属材料の 90%がリサイクル可能であること。 ・プラスチックは、1 種類のポリマーか混合可能なポリマーを使用すること。 ・1 人で分解できないような、金属加工を含まないこと。 ・予備部品と交換手順の情報を記載すること。 ・リユース、リサイクル可能な設計であることを記載し、廃棄を防止すること。 ・消費者が製造業者の回収をどのように利用すればよいかを記載すること。 ・手選別することができ、容易にリサイクルできるような包装を用いること。 ・段ボールは、80%以上リサイクル品を用いること。 ※EU エコラベルのクライテリア（PC、テレビ）	ものであること。 ・全対象製品は、現在あるインフラや技術を使って 65%以上が再利用又はリサイクルできる原料であること。 ・デスクトップ、ノート型パソコンは全て一般的なツールでアップグレードできること。交換、拡張可能なメモリードライブ、チップ、カードを含む。 ・全対象製品のマーケティング及び販売においては、米国環境保護庁環境基準に合致する回収又はリサイクルサービスが競争力のある価格で購入できるオプションがあること。 ・全対象製品の機関へのマーケティング及び販売においては、競争力のある価格で、充電式リチウムイオン回収サービスを受けるオプションを有していること。 ・製品の梱包材で再使用できないものは全て道具を使わずに取り外し可能であること。 ・製造業者は包装が生成含有物を含んでいるかを明示し、各材料についておおよその再生含有量を明示すること。	
認証等の手続き		基準に関する情報は、メーカーの自主申告。 （確認体制、罰則規定は整備されていない）	基本的には自主申告だが、使用が推奨されている EU エコラベルには、独立機関による評価体制が存在する。	・メーカーが　IEEE1680 と評価ツールを用いて自己判定、環境適合宣言 ・評価結果を GEC に申請、機器の認定 ・DB に登録されると、対象機器前年度売上高に応じて US$1,500～90,000/年の年間登録料の支払い ※EPEAT と連動しているため、EPEAT の認証手続き	・メーカーがラベルの登録を申請 ・クライテリアに基づき、評価 ※グリーンマークと連動しているため、グリーンマークの認証手続き
ラベリング		なし。 ※エコマークと共通している基準、認定製品もあるが、基本的には連動していない。（本検討の対象製品では、PC のみがエコマーク対象であり、家電製品は対象外である）	なし。 ※EU エコラベルの使用が推奨されている。	EPEAT ラベル ※米国では、包括的物品調達ガイドライン（CPG: Comprehensive Procurement Guideline）および再生原料勧告通知（RMAN: Recovered Materials Advisory Notice）といった取組もあるが、本検討製品は対象外である。	グリーンマーク

現状分析の概要は以下のとおり。

- 日本の「グリーン購入法」では、今回の検討対象製品のうち、冷蔵庫（電気冷蔵庫等）、テレビ（テレビジョン受信機）、エアコン（エアーコンディショナー）、パソコン（電子計算機）が対象となっている。3R 配慮に関連する事項は「配慮事項」との位置づけであり、必要要件とはなっていない。
- EU では、公共部門のグリーン調達に関する指令において、パソコンが対象となっている。なお、同指令は枠組み指令であり、具体的な制度化は加盟国政府に委ねられている。基準については、EU エコラベルをはじめとする既存のエコラベルの基準を活用することが推奨されている。
- 米国では、大統領令の下に「包括的物品調達ガイドライン（CPG）」と「環境にやさしい製品購入プログラム（EPP）」の 2 つのスキームが位置づけられている。EPP では、パソコンの評価ツールとして EPEAT があり、3R 配慮事項も含めた総合評価のルールが運用されている。
- 台湾では、政府調達法において、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコンが対象となっている。3R 配慮事項としては、包装材へのリサイクル原料の使用が含まれている。また、同法に基づくラベルである「グリーンマーク」が運用されている。
- 以上より、既存の国内外のグリーン購入制度では、3R が何らかの形で評価基準とされている。日本の「グリーン購入法」では、3R 配慮に関連する事項は「配慮事項」との位置づけであり、必要要件とはなっていないが、この判断基準を改変すること等により、3R 配慮製品に関するグリーン購入制度として活用可能とも考えられる。

(2) 個別施策により期待される効果

現状分析結果を踏まえ、個別施策により期待される効果を検討した。グリーン購入法を活用した公共調達については、以下のような効果が期待される。

① 個別施策の活用イメージ

公共部門での調達において強い影響力を持つ既存スキーム（グリーン購入法）を活用することで、公共調達での 3R配慮製品の選択を通じた製品の 3R配慮の推進を促すことができると考える。具体的には、グリーン購入法の対象となっている本年度検討対象製品（電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、エアーコンディショナー等、電子計算機）について、3R配慮に関する事項を「判断の基準」として位置づける※ことで、3R配慮製品の推進に寄与することが考えられる。

※調達の基準ではない「配慮事項」に 3R 配慮関連事項が含まれている

「判断の基準」	：本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
「配慮事項」	：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

表　本年度検討対象製品の我が国のグリーン購入法における判断基準等（平成 21 年 4 月）

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫

【判断の基準】
①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/90 を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウエブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。

【配慮事項】
①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

テレビジョン受信機

【判断の基準】
①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/118 を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/143 を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表３に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/143 を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウエブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。
⑤地上デジタルテレビ放送に対応していること。

【配慮事項】
①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

エアコンディショナー
【判断の基準】 ①冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第３号（七）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が 4.0kW 以下のものについては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 92/100 を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ②上記①以外の冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率（ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第３号（七）のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものにあっては 120/100 を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り上げたもの）の数値を下回らないこと。 ③冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表３に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウエブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 **①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。** **②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。** **③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。**
電子計算機
【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 **①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。** ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 **③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。** **④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。** **⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。** **⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。** **⑦製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。**

② 期待される効果

グリーン購入法における各関係主体に対する制度上の位置づけと影響の程度については次表に示すとおり。制度の対象となっている国等では非常に高い調達率を示している。また、地方公共団体、事業者においても自主的な取組が一定程度進展しているものと考えられる。それに呼応する形で、メーカーにおいてもグリーン購入法調達基準の達成に向けた取組が進められている。

表　グリーン購入法の各主体への影響

		制度上の位置づけ	関連するファクトデータ
購買者	国等	調達方針に基づき環境物品を調達（義務）	H19 年度調達率 99.0～99.7%[1)] ※対象機関数 211 機関（H20）
	地方公共団体等	調達方針に基づき環境物品を調達（努力義務）	組織的なグリーン購入の取組実施率 2～3 割程度（都道府県・政令市は 9 割超[2)]） ※地方公共団体数 1,795（H21）
	事業者	できる限り環境物品等を選択（一般的責務）	調達時にグリーン購入を何かしら考慮している企業が全体の 7 割超[3)]
	国民	できる限り環境物品等を選択（一般的責務）	環境への影響を考えてから製品を選択する人（いつも・だいたい）は約 2 割[4)]
メーカー		製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める	特定調達物品登録数[5)] 冷蔵庫　：96 エアコン　：3,398 テレビ　：298 電子計算機：916
販売店		―	―

1）環境省「国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等の詳細情報」
2）環境省「平成 19 年度　地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」
3）環境省「平成 19 年度　環境にやさしい企業行動調査」
4）環境省「平成 19 年度　環境にやさしいライフスタイル実態調査」
5）グリーン購入法特定調達物品情報提供システム（2009 年 11 月時点　※メーカーによる自主登録システム）

公共調達（B to G）への波及効果について、国等の調達実績をとりまとめた結果は次表のとおりであり、国内出荷に占める国等の調達台数のシェアは家電製品で 0.1～0.2%程度、パソコンで 2%程度となっている。

表　公共調達（B to G）への波及効果

	国等における調達実績
冷蔵庫	9,067 台（H19 年度調達実績） →H20 年国内出荷台数 380 万台の約 0.2%
エアコン	6,490 台（H19 年度調達実績） →H20 年国内出荷台数 775 万台の約 0.1%
テレビ	9,859 台（H19 年度調達実績） →H20 年国内出荷台数 989 万台の約 0.1%
パソコン	202,371 台（H19 年度調達実績） →H20 年度国内出荷台数 879 万台の約 2.3%

出典：環境省「国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等の詳細情報」
各業界団体統計

一方、努力義務となっている地方公共団体については、グリーン購入の調達実績は不明であるが、環境省が実施したアンケート調査では、組織的にグリーン購入等に取り組んでいる団体が全体の 2～3 割程度存在する。また、都道府県、政令市では取組率が 9 割を超える。

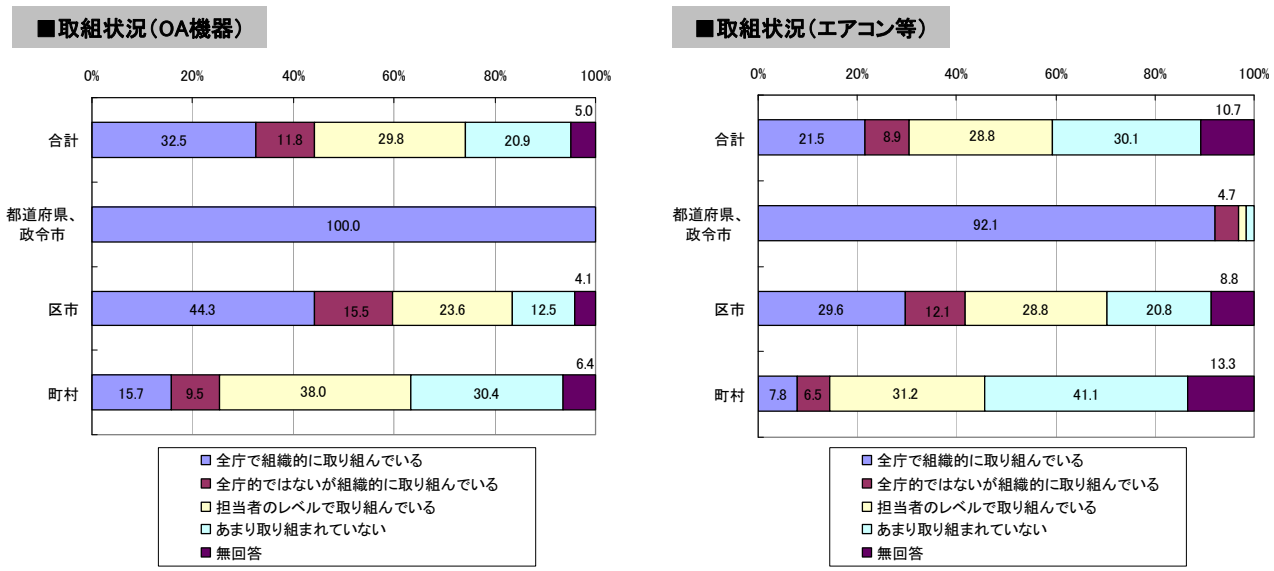

出典：環境省「平成19年度　地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査　集計結果」

図　地方公共団体におけるグリーン購入等の取組実態（平成 19 年度）

企業調達（B to B）への波及効果については、定量的なデータがないが、環境省が実施したアンケートによれば、調達の際にグリーン購入を考慮している企業は 7 割を超えるという結果となっている。

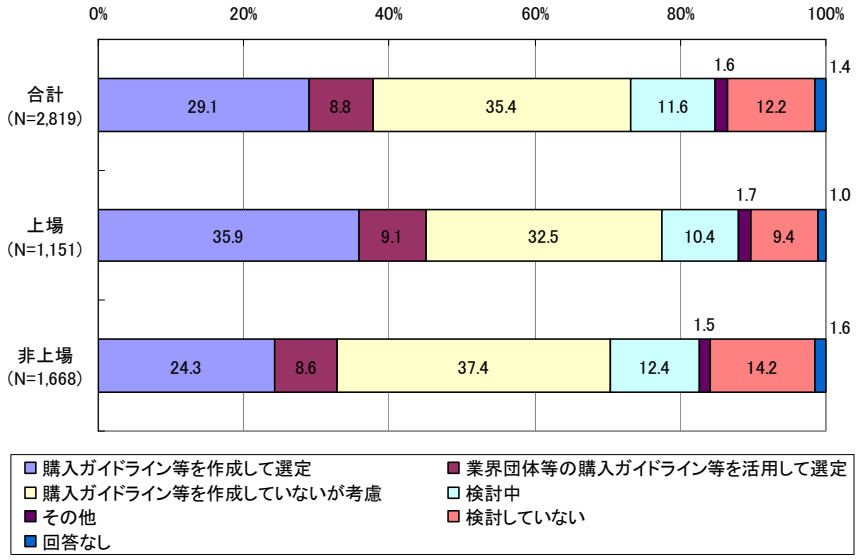

出典：環境省「平成19年度　環境にやさしい企業行動調査」

図　企業におけるグリーン購入の実施状況（平成 19 年度）

また、国民への波及効果についても定量的なデータはないが、環境省が実施したアンケートによれば、環境への影響を考えてから製品を選択する人（いつも・だいたい）は約 2 割程度にとどまっている。

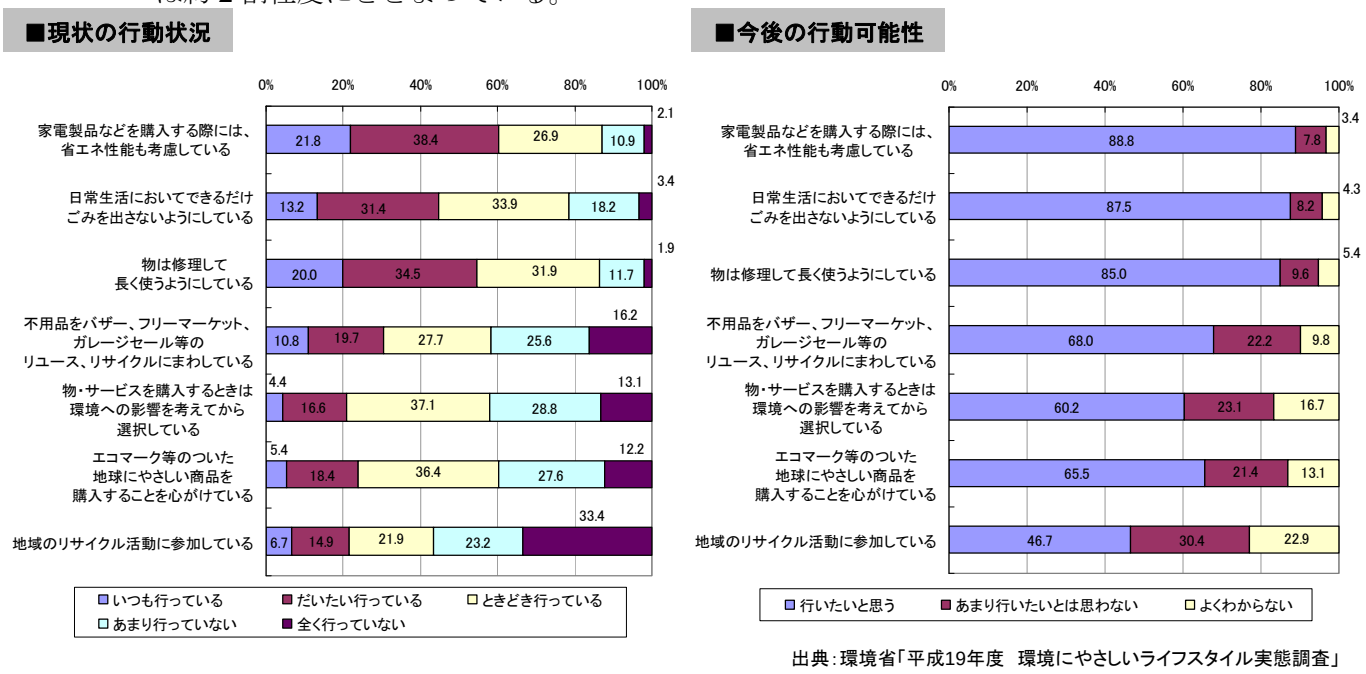

出典：環境省「平成19年度　環境にやさしいライフスタイル実態調査」

図　消費者における現状の行動状況と今後の行動可能性

（参考）国と地方の規模感

	国	地方	民間
機関数 （2009 年）	211	1,795	－
職員数 （2006 年、千人）	300	2,955	－
国内総支出 （2007 年、10 億円、名目）	20,774	57,873	企業：　88,181 家計：305,928

出典：総務省統計局資料

なお、国民への波及効果に関する参考データとして、本事業にて実施した消費者へのアンケート調査結果を示す。本アンケート調査結果によると、3R 配慮に関するグリーン購入制度（ここでは、「3R 配慮も含めたグリーン購入制度」という）については、『3R に配慮した製品が世の中に出回るのに役立つ』施策としてはエコポイントについて最も多く挙げられ、3 割以上の人が回答した。また、家電製品の購入に与える影響については、2 割程度の人が『購入の参考にはしない』と回答した。

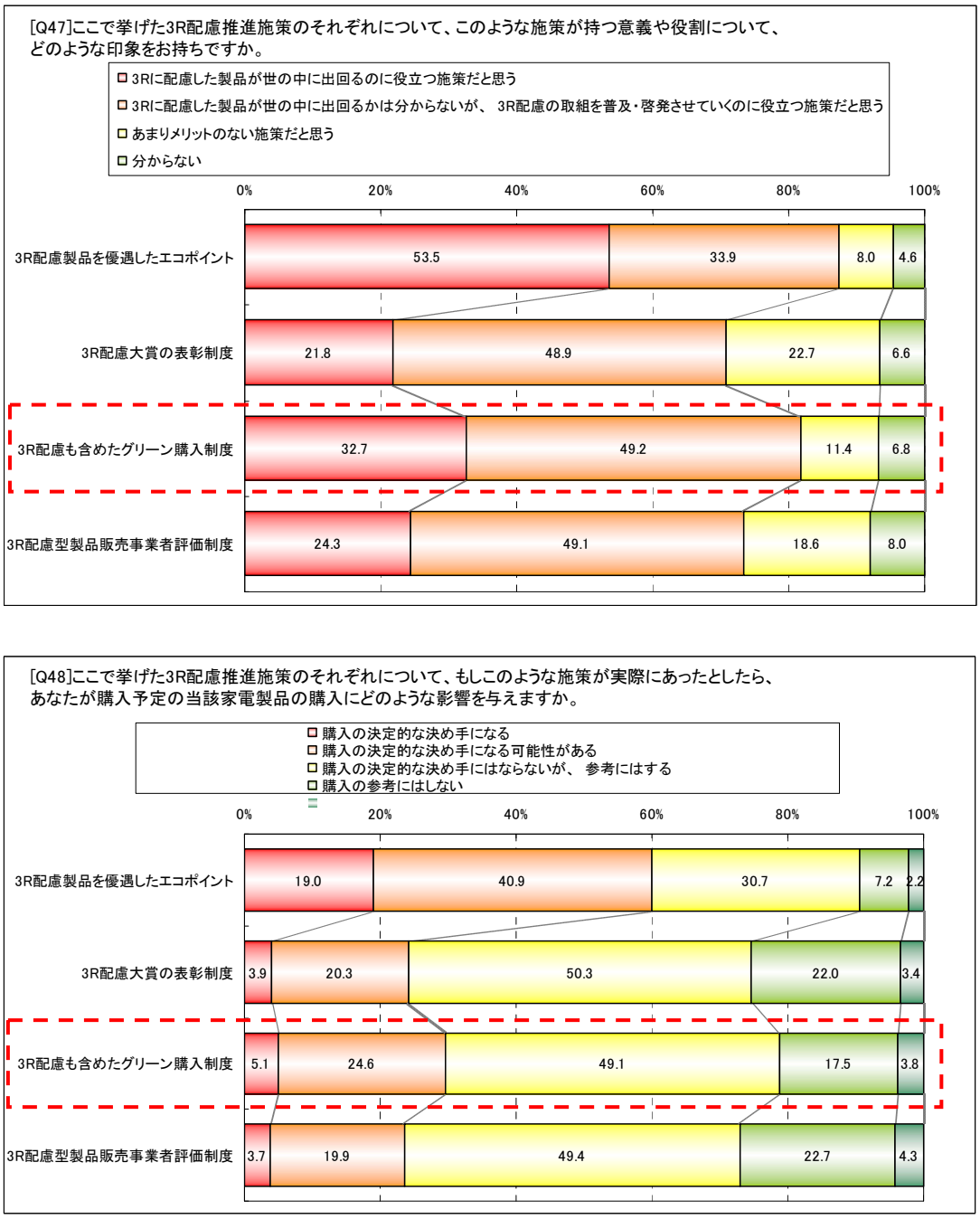

図　3R 配慮推進施策に関するアンケート調査結果（抜粋）

次に、メーカーにおける取組状況を示すデータとして、グリーン購入法における特定調達物品（判断基準に対応する物品）に該当するものとして、各メーカーが自主的に登録している製品数を以下に示す。

表　グリーン購入法における特定調達物品登録数

	製品数	メーカー数	エコ商品ねっと（G 購入法適合製品数/DB 登録製品数）
冷蔵庫	96	7	80/80
エアコン	3,398	12	268/352
テレビ	298	13	255/288
電子計算機	916	13	702/723

出典：グリーン購入法特定調達物品情報提供システム、グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」（いずれも 2009 年 11 月時点　※メーカーによる自主登録システム）

③ 効果の検討にあたっての留意事項

効果の検討にあたって留意すべき事項を以下に整理した。

- 環境に配慮した製品の定義をグリーン購入法で扱ってもらうことは良いことであり、より適切な 3R配慮に関する評価項目を盛り込んでもらうべきである。しかし、グリーン購入法に 3R配慮に関する評価その項目が加えられ入ったからといって、それがすぐに市場に浸透するかというと、それは別の話と考えるべきではないか。
- グリーン購入法を活用すること（政府がなぜそれを買ったのかを公表すること）による一般消費者への波及効果も検討すべきではないか。
- グリーン購入法に 3R配慮を入れ込むと、基準が下がり、3R配慮を達成するという本来の目的から外れていくという懸念があるのではないか。
- 3R 配慮の視点をグリーン購入法に入れ込むことには、メリットとデメリットがあり、それを整理しないと、3R 配慮をグリーン購入法に入れ込むことの是非は判断できないのではないか。

また、今後の効果の検討にあたり必要となるデータを以下に整理した。

- 地方公共団体におけるグリーン購入の調達実態
- 企業調達（BtoB）におけるグリーン購入の調達実態（企業への波及効果）
- 消費者におけるグリーン購入の調達実態（消費者への波及効果）

(3)　グリーン購入法を活用した公共調達の検討にあたっての論点

以下、グリーン購入法を活用した公共調達の検討にあたっての論点を整理した。

① 評価ルールに関する論点

1)　ファクトデータ

家電製品、パソコンについては、グリーン購入法における現在の「配慮事項」について、客観的な評価が行えるようになることで、「判断の基準」とすることが考えら

れる。現状（平成 21 年）の基本方針における「配慮事項」のうち、3R に関連する事項は以下のとおりである。

表　グリーン購入法における配慮事項（3R 関連）

	配慮事項
冷蔵庫等、テレビ、エアコン	① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
電子計算機	① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ③ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ④ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑤ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑥ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。

このうち、パソコンにおいては、PC グリーンラベルに基づく製品評価の取組が進められているところである。3R に関する製品審査基準は以下のとおりである。なお、企業においては PC グリーンラベルの貼付をグリーン調達の要件として位置づけているところもある。

表　PC グリーンラベルの製品審査基準（3R 関連部分抜粋）

項　目	選択	必須	加点
[1] リデュースを配慮した設計			
① 製品の省資源化			
a 部品の共通化、部品点数の削減などにより、製品の減量化を図っている	□		
b 再生プラスチックを使用している			□
c 植物原料プラスチック（バイオプラスチック）の素材を使用し、省資源化を図っている	□		
② 製品の長寿命化			
a メモリー増設が出来る	□		
b 性能向上のためのユニットや部品の増設・追加、交換が可能である	□		
c 外部機器との接続性が確保されている	□		
d アップグレードは、一般的に利用可能な道具を使用して実行できる	□		
e 修理・保守作業が容易な構造とする	□		
f 製品の長寿命化に資する材料・部品を使用している	□		
[2] リユースを配慮した設計			
① ハードディスク装置(HDD)、フロッピーディスク装置(FDD)、ディスプレイ、光ディスク装置(ODD)、メモリーモジュール、CPU、ファンなどに、リユース可能なユニット/部品の使用			
a リユース可能なユニット、部品を採用している		□	
b ディスプレイ、セットディスプレイは対象外である		□	
② リユース可能な部品/ユニットは、機能破壊されることなく分離できる構造の採用			
a リユース対象部品などが取り外し易い構造になっている		□	
b ディスプレイ、セットディスプレイは対象外である		□	
③ リユース対象部品の寿命または製造年月を把握			
a ユニット、部品の寿命(MTBF)が明確である	□		
b ユニット、部品の製造年月が明確である	□		
c ディスプレイ、セットディスプレイは対象外である	□		
[3] リサイクルを配慮した設計			
① 使用材料への、リサイクルを容易にするための配慮			
a 機能を損なわない範囲で、金属材料を統一している	□		
b 25g以上のプラスチック部品は、金属メッキの表面処理を回避している			□
c 25g以上のプラスチック部品は、塗装、樹脂コーティングなどの表面処理を回避している	□		
d リサイクル可能なプラスチックを採用している	□		
② 機能を損なわない範囲で、25g以上のプラスチック材料については、種類の削減、または統合している		□	
③ 25g以上かつ200mm^{2}以上のプラスチック部品には、「JIS K6899/K6999」または「ISO 1043/11469」に従った材料表示を行い、分別のための工夫を行っている		□	
④ リサイクルが容易になるように、材料毎に解体できる構造			
a 再資源化原料としての利用が可能な材料、部品にするための解体・分離が容易である	□		
b 異種材料の分離が容易な構造である	□		
c リサイクルを阻害する材料、部品が容易に分離できる構造である	□		
d リサイクルのための解体・分離方法が確立され、その工数を削減している	□		
e 部品数、ねじなどを削減している	□		
f 作業者にとって分別のための材料、部品等の材質判別が容易である	□		
⑤ 資源有効利用促進法対象二次電池への配慮			
a 対象二次電池を使用していない		□	
b 対象二次電池には資源有効利用促進法に準拠した識別表示がされている		□	
c 二次電池は取り外しが容易な構造である		□	
⑥ 製品の回収及び運搬が容易な構造である		□	
[4] 取扱説明書及び包装材に対するリデュース、リサイクルの配慮			
① リデュースの配慮			
a 取扱説明書などの質量削減をしている	□		
b 取扱説明書は再生紙または環境に配慮したバージンパルプを使用している	□		
c 電子マニュアルまたはWebマニュアルを採用している			□
d 包装材について、質量削減をしている	□		
e 包装材について、再生プラスチック、植物原料プラスチック（バイオプラスチック）、または再生紙を使用し、省資源化を図っている	□		
② リサイクルの配慮			
a 包装材は、安全性、機能性、経済性その他の必要な事項に配慮しつつ、段ボール及び発泡スチロールのリサイクル可能な材料を使用すると共に、段ボールと異種材及び発泡スチロールと異種材などの分離が容易である		□	
b 紙製及びプラスチック製の容器包装には、資源有効利用促進法に準拠した識別表示をしている		□	
③ 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態である		□	

2) 論点

評価ルールの検討にあたっての論点を以下に整理した。

- 3R配慮に関する判断の基準として、最初から定量的な基準を決めることは難しい。また、グリーン購入法において「配慮事項」に記述されている項目は、メーカーが将来対応すべき項目という位置付けなので、現在「配慮事項」に載っていないものを先に「判断の基準」に入れ込むことは問題である。現在の 3 つの「配慮事項」の中では、使用の有無で判別できるという点で、家電製品については、再生プラスチックの項目が「判断の基準」の第一候補と考えられるのではないか。
- 再生プラスチックについては、家電メーカーがクローズドリサイクルをかなり努力して行っているが、その取組が販売時点ではあまり評価されていない。これは、製品のプラスチック部品にクローズドリサイクルされた原料を使用しても、万一の材料切れの時にバージン材を使用した場合に「優良誤認表示」になってしまうために、積極的に製品カタログ等に記述できないからである。このような点も考慮して、「判断の基準」を検討すべきではないか。
- グリーン購入法の判断基準は、そもそも高いレベルのものではない。このためグリーン購入法に 3R配慮に関する基準を入れ込むと、基準自体のレベルが下がり、3R配慮を達成するという本来の目的から外れてしまう懸念があるのではないか。

② 情報提供に関する論点

1) ファクトデータ

我が国のグリーン購入制度においてはラベリングについての規定はない。比較的親和性が高いと考えられるエコマークにおいても、家電製品は対象外、パソコンにおいても貼付しているのは 1 社のみという状況である。一方、パソコンにおいては、PC グリーンラベルに基づく情報開示が進められているところである。

海外のグリーン購入制度について見ると、欧州における EU エコラベルを用いたラベリング、米国 EPEAT などラベリング制度を包含した制度設計となっているケースが多く見られる。

ラベリングは制度全体の課題でもあるが、一方で、事業者には「その製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める」旨の規定もある。

現状はグリーン購入ネットワーク等による情報提供（グリーン購入ガイドラインや製品データベース等）などの自主的な取組がなされているところ。

2) 論点

情報提供の検討にあたっての論点を以下に整理した。

- 仮にグリーン購入法の判断基準に 3R配慮に関する項目が追加された場合、国が

グリーン購入法に基づき 3Rに配慮して製品を購入しているということを、消費者に伝達してはどうか。そのことによって、3Rを配慮するように消費者を誘導するという視点で議論すべきではないか。

- グリーン購入法適合商品という既存のラベルと、市場浸透のためにこれから議論する表彰や･ラベル との関係も議論する必要があるのではないか。すなわち、グリーン購入法適合商品というラベルの枠組み内で議論するのか、新たな表彰・やラベルを議論するのかをはっきりさせる必要があるのではないか。
- 日本では、製品がグリーン購入の対象製品であることが非常にわかりにくい。また、国民に一般的責務がかかっているということも、ほとんど知られていない。加えてまた、類似しているスキームとも考えられるグリーン購入とエコマークが連動していない。残念ながら、日本のグリーン購入法は、海外よりもかなり遅れていると感じる。製造業者等にインセンティブを付与できる有効なツールでもあるにもかかわらず、上手く使われていないのではないか。
- 地方公共団体の調達割合が低いのは、地方公共団体の調達割合が公表されていないからであると理解できる。地方公共団体に調達の状況の公表を義務付けるような内容法律に変更すべきではないか。一方、企業、国民に対しては、単に結果を公表するだけでなく、インセンティブになるような施策が重要ではないか。
- グリーン購入法を活用することで一般消費者への波及効果をいかに生み出すか、ということを考えるべきではないか。政府がなぜそれを買ったのかを公表することで、消費者の購買行動に結びつくと考える。「配慮事項」から「判断の基準」に何を入れるのかではなく、国が 3Rに配慮して製品を購入しているということを、どのように消費者に伝達するのか、ということを議論すべきと考える。現状は、消費者は機能や価格で製品を購入している。3Rを配慮するように誘導するような視点でグリーン購入法を検討すべきではないか。
- 学校など市民にとって身近なところで 3R配慮製品が購入されることが、市民の購買行動に変化を促す必要条件の一つとなっているのではないか。グリーン購入法の活用についてもそのような観点から検討が必要ではないか。
- 3R に配慮した家電製品がグリーン購入法の対象になることによって、家電製品に係るエコマークの検討も促進されるのではないか。

③ 制度の運用方法に関する論点

1) ファクトデータ

グリーン購入法における調達基準については、基本方針において規定されている。同基本方針は毎年見直しが行われており、特定調達品目検討会及び分科会での検討、パブリックコメントの後、毎年 2 月に閣議決定される。

「判断の基準」を見直す際には、特定調達品目検討会において、以下のような観点から検討がなされている。

特定調達品目の製造等に関する技術開発の進捗状況、その需要・供給の動向及び関係府省・業界団体等に対するヒアリング結果を勘案しつつ、現行の特定調達品目及びその判断の基準等の妥当性について LCA 手法等により検討を実施

2) 論点

a. 3R配慮に関する事項を「判断の基準」に位置づけることについて

制度の運用方法（3R 配慮に関する事項を「判断の基準」に位置づけることについて）の検討にあたっての論点を以下に整理した。

- 3R 配慮に関する項目を「配慮事項」から「判断の基準」に移すことには賛成であり、早急に検討すべきではないか。
- 現状のグリーン購入法の運用状況を踏まえると、「判断の基準」と「配慮事項」があまりにもかけ離れ過ぎている。「配慮事項」の項目というのは、実際にはまったく考慮されずに運用されている。「判断の基準」を完全に満たさなければならない、という形ではなく、「配慮事項」も含めた形で点数付けするようなやり方が良いのではないか。これはPCグリーンラベルで行われている方法であり、このような運用方法も検討すべきではないか。
- 国が調達する際、配慮事項についてどの程度満たしているのかをどのくらい配慮しているのか、あるいは配慮していないのか、という実態を把握すべきではないか。
- 3R配慮を「判断の基準」に位置づけることは、慎重に検討すべきではないか。省エネなどは定量的な基準が決められているため、判断の基準になじむが、同様のことを 3R配慮で行おうとすると、省エネとのトレードオフの問題がある。また、判断の基準の設定によっては、現在の製品すべてが基準から外れてしまう可能性が出てくるのではないか。
- 環境配慮設計の 3 本柱は「省エネ」「3R」「化学物質」であり、メーカーとして 3Rを推進する立場としては、3Rが「判断の基準」に入っていない現状では、3R配慮の推進が非常にやりにくい。グリーン購入法の「判断の基準」はメーカーが対応すべき最低限の基準であると考えており、そこに 3R配慮に関して何らかの記述は入れるべきではないか。

b. 検討結果を反映させるプロセスについて

制度の運用方法（検討結果を反映させるプロセスについて）の検討にあたっての

論点を以下に整理した。

- グリーン購入法に 3R 配慮の視点を入れ込むことには賛成だが、本検討委員会で議論した結果をどうやって実行に移すのか。プロセスを確認しておくべきではないか。
- 業界団体がガイドラインを作成し、それをグリーン購入法基本方針が引用するという形となっているものもあることから、本検討委員会で議論した結果を業界のガイドラインとして吸い上げてもらうことは可能ではないか。

2.2. メーカー、販売店への表彰等

(1) 現状分析

3R 配慮製品の推進施策としてメーカー、販売店への表彰等を検討するにあたり、国内の既存の表彰制度の現状分析を行った。また、国内の既存の表彰制度における 3R の取扱について概略を整理した。現状分析の観点及び整理結果を以下に示す。

＜整理の観点＞

- 名称
- 目的
- 運用主体
- 開始時期
- 対象製品（種類、数）
- 評価ルール、基準
- 応募時の記載事項
- 審査方法

表　国内の表彰制度の概略

	省エネ大賞	リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰（3R 功労者）	エコプロダクツ大賞	省エネルギー型製品販売事業者評価制度	グッドデザイン賞※1
目的	省エネルギーの推進に貢献した個人及びグループ、工場、事業場又は企業等並びに機器・システムを表彰することにより、省エネルギー意識の浸透と省エネルギー機器・システムの普及促進を図るとともに、省エネルギー産業の発展と省エネルギー型社会の構築に寄与すること	リデュース・リユース・リサイクルに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている者を表彰することによりこれらの活動を奨励し、もって循環型社会の形成推進を図ること	すぐれたエコプロダクツ（環境負荷の低減に配慮した製品・サービス）を表彰することによって、エコプロダクツに関する情報を需要者サイドに広く伝えるとともに、それらの供給者である企業等の取り組みを支援することで、わが国におけるエコプロダクツのさらなる開発・普及を図ること	省エネルギー型製品の積極的な販売並びに省エネルギーに関する適切な情報提供を行っている大規模家電販売店を「省エネ型製品普及推進優良店」とし、その活動を広く消費者へ情報提供することにより省エネルギー型社会の構築に資すること	人々に愛され支持され続けた道具や機器を、明日の生活という視点から再評価し、顕彰することにより、ものづくりと私たちの生活を見直す契機を提供すること
運用主体	財団法人省エネルギーセンター	リデュース・リユース・リサイクル推進協議会（事務局：財団法人クリーン・ジャパン・センター）	エコプロダクツ大賞推進協議会※2	財団法人省エネルギーセンター	財団法人日本産業デザイン振興会
開始時期	（1990 年）平成 2 年	1992 年（平成 4 年）	2004 年（平成 16 年）	2003 年（平成 15 年）	1957 年（昭和 32 年）
対象製品（種類、数）	【機器・システム部門】 ① 家庭用分野 通常、消費者が家庭等で使用するもので、エネルギーを消費する全ての機器・システム ② 業務用分野 店舗、学校、病院、事務所、ビル等の家庭以外で使用されるもので、エネルギーを消費する全ての機器・システム ③ 自動車関連分野 自動車、自動車部品及び自動車のエネルギー消費に関連する全ての民生用機器・システム （他に、人材部門、組織部門あり）	個人、グループ、学校、特に貢献の認められる事業所及び地方公共団体等の実務担当部署 下記①～③の推薦機関の推薦が必要。 ①リデュース・リユース・リサイクル推進協議会の会員団体 ②地方自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、特別区） ③建設副産物対策地方連絡協議会	【エコプロダクツ部門】 環境負荷の低減を目的に、さまざまな技術や手法等を活用するなどして開発され、日本国内市場において製品化（提供）されているもの。 【エコサービス部門】 わが国の社会経済を取り巻く環境問題に対して環境負荷の低減を目的に提供されているサービス、あるいは持続可能なビジネスモデルを創出して環境負荷の低減を図っている新たな環境配慮型のサービスであって、日本市場に導入されているもの	【大規模家電販売店】 店舗面積 500 ㎡超であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の 50%以上の店舗 【中小規模家電販売店】 店舗面積 500 ㎡以下であり、家電製品の販売高が総販売高の 50%以上の店舗	【グッドデザイン賞】 人間とその社会をとりまく 5 つの領域（身体領域、生活領域、仕事領域、社会領域、ネットワーク領域）に該当する「もの」や「こと」で、受賞結果発表日（2009 年 10 月 1 日）に公表でき、2010 年 3 月 31 日までにユーザーが購入または利用できるもの 【グッドデザイン・ロングライフデザイン賞】 ・10 年以上にわたり、継続的に生産販売されている商品。 ・10 年以上にわたり、同一の商品コンセプトが継承されている商品。 ・10 年以上前に生産販売された商品を、再度改めて生産販売している商品。
評価ルール、基準	・先進性・独創性 ・省エネルギー性 ・省資源性・リサイクル性 ・市場性・商品性・経済性 ・環境保全性・安全性 ※特に「省エネルギー性」を最重要視	・継続期間 ・対象品目・量等の実績、活動の効果 ・地域性 ・独創性・先鞭性 ・波及効果、 ・啓発・教育効果	＜審査にあたっての基本的考え方＞ ・当該エコプロダクツ・エコサービスの導入による環境負荷の低減が明らかなものであること ・事業者や消費者、投資家、市場関係者等による一定の評価が得られているエコプロダクツ・エコサービスで	【店舗の運営方針】 販売促進，目標，取組み等について評価。 【店員の知識と意欲】 省エネ教育，省エネ情報の提供方法等について評価 【購入のし易さ】	・グッドデザイン賞の審査にあたり、下記の審査理念を掲げます。 －人間（HUMANITY） もの・ことづくりへの創発力 －本質（HONESTY） 現代社会への洞察力 －創造（INNOVATION） 未来を切

	省エネ大賞	リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰（3R 功労者）	エコプロダクツ大賞	省エネルギー型製品販売事業者評価制度	グッドデザイン賞※1
		・その他評価	あること ・利用しようとする者が国内市場において容易に供給やサービスを受けられるエコプロダクツ・エコサービスであること ・環境教育的効果が認められる等、持続可能な社会づくりへ向けた社会意識の向上に資するエコプロダクツ・エコサービスであること	省エネラベルの解説や表示，省エネ型製品の販促等を評価 【販売実績】 製品毎に省エネ基準達成率に応じた点数を集計平均し，製品の合計点で評価 【省エネへの取組み】 店舗の省エネへの取組みを評価 【店舗独自の省エネへの取組みを評価】 ※優良店認定の有効期間は決定後3年間	り開く構想力 　－魅力（ESTHETICS） 豊かな生活文化への想像力 　－倫理（ETHICS） 社会・環境への思考力 ・2009 年度のグッドデザイン賞審査は、近未来の生活者の立場に立脚して審査をおこなうことにより、豊かさと持続可能性に満ちた生活、産業、社会の実現を目指します。
応募時の記載事項	1-1 機器・システムの概要 1-2 技術的特長 2.1 機器・システム等の開発の背景、経緯及び目 2.2 機器・システムの詳細 2.3 機器・システムの技術的特長 ① 先進性・独創性 ② 省エネルギー性 ③ 省資源性・リサイクル性 ④ 市場性・商品性・経済性 ⑤ 環境保全性・安全性 2.4 特許等、受賞歴、発表 （省エネ性では、トップランナー基準値及び達成率、エネルギー消費効率の測定方法、等も記載）	①活動テーマ名 ②活動の概要 ③3R活動の区分 ④活動開始時期・継続年数 ⑤対象品目・量等の実績 ⑥活動による効果 ⑦活動地域の範囲、他の3R活動主体や他地域との連携協力、地域密着性 ⑧独創性・先鞭性 ⑨啓発普及・教育活動の実施、波及効果 ⑩その他活動の工夫点 ⑪他の企業等の協力	・資源（省資源、水使用量削減等） ・循環（リデュース・リユース・リサイクル） ・エネルギー消費・使用量の削減 ・有害物質の発生抑制 ・グリーンな社会意識の形成への貢献 ・その他の環境負荷低減への寄与	A. 店長の省エネ型製品販売の運営方針に関する評価 B. 店員の省エネ知識・意欲の確保 C. 省エネ型製品の購入のし易さ D. 省エネ型製品の販売実績 E. 店舗における環境に配慮した取り組み ※A～C、E に関する取組状況、D に関する実績データ	【応募対象の概要とデザインの目標】 ・概要／目標 ・説明画像／資料／データ 【使用者・利用者、社会・文化および地球環境への取り組み】 ・使用者・受益者の視点 ・社会・文化および地球環境の視点 【実現への取り組み】 ・開発のポイント ・開拓された成果 【デザイナーの思い】 ・デザイナーの思い
審査方法	書類審査、ヒアリング審査、現地現物審査	有識者等からなる「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会」を設置し、「審査基準」に基づき審査	予備選考を経た後、エコプロダクツ大賞推進協議会に設置した審査委員会において最終審査	学識経験者、消費者団体等で構成する「省エネ型製品普及推進優良店評価委員会」で審査し、基準を満たした店舗を優良店として決定	グッドデザイン賞の趣旨を理解し豊富なデザイン経験を有するデザイン専門家等からなる「グッドデザイン賞審査委員」が、グッドデザイン賞の審査理念に基づいて審査

※1　グッドデザイン・ロングライフデザイン賞［経済産業省製造産業局長賞］、グッドデザイン・サステナブルデザイン賞［経済産業大臣賞］

※2　同協議会の会員は、財団法人 地球・人間環境フォーラム、社団法人 産業環境管理協会、交通エコロジー・モビリティ財団、社団法人 日本有機資源協会

現状分析の概要は以下のとおり。

- 省エネ大賞は、あくまでも「省エネ」性能の優れた製品をターゲットとした表彰制度であるが、評価ルール、基準の中には省資源性・リサイクル性といった 3R に関する項目も含まれている。
- リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰は、3R に関する事項が評価項目の中心となっているが、評価対象が個人や団体のみであり、製品を対象とした表彰制度とはなっていない。
- エコプロダクツ大賞は、環境負荷の低減に配慮した製品・サービスを表彰するための制度であり、資源（省資源、水使用量削減等）、循環といった 3R に関する項目が評価ルール、基準の一部となっている。
- 省エネルギー型製品販売事業者評価制度は、店舗を対象とした表彰制度であり、省エネ製品の販売実績等が評価ルール、基準となっており、3R に関する事項は評価項目には含まれていない。
- グッドデザイン賞は、環境配慮が直接的な評価ルール、基準となっていないものの、ロングライフデザイン賞やサステナブルデザイン賞等、3R に関連すると考えられる部門賞が設定されている。
- 以上より、既存の表彰制度では、3R が何らかの形で評価基準とされているものも見られ、既存の表彰制度の一部を改変すること等により、3R 配慮製品に関する表彰制度として活用可能とも考えられる。

(2) 個別施策により期待される効果

① 個別施策の活用イメージ

3R に配慮した製品や販売店を表彰することで、3R 配慮製品の選択を通じた製品の 3R 配慮の推進を促すことができると考える。また、3R 自体の消費者への普及啓発効果も期待できる。

② 期待される効果

現状分析結果を踏まえ、個別施策により期待される効果を検討した。

- 各関係主体への影響の程度については以下のとおり考えられる。ただし、現状では、その効果を検証するような定量的なデータは存在しない。

消費者	購買意欲が高まる
製造事業者	（消費者の購買意欲が高まるため）3R に配慮した製品を製造する意欲が高まる
販売店	（消費者の購買意欲が高まるため）3R に配慮した製品（受賞製品）を店頭に置くことで売上の増加（集客効果）が期待できる。

・ 昨年度実施した販売店店員に対するグループインタビューでは、3R に関する表彰制度（仮に「3R 大賞」とした）について以下のような意見があった（昨年度報告書から要約）。

○消費者への説明のしやすさ、訴求効果の観点から肯定的な意見と否定的な意見に分かれた。
○肯定的な意見では、制度化することでメーカーが努力するため、訴求効果がある、経済産業省が制度を運営する場合、同省が認めた製品として安心感があるといった点が挙げられた。
○否定的な意見では、特定の製品を表彰するよりも、全ての製品を比較できるような情報の方がよいとの意見があった。

・ 省エネ大賞への応募は毎年から約 70～110 件程度と定常的にある（平成 20 年度（第 19 回）は 110 件と過去最多）。

以上を踏まえると、メーカー、販売店への表彰等については、以下の 2 点の効果が期待されると考えられる。

＜期待される効果＞
- メーカー、販売店等への表彰等による 3R 配慮製品の市場への普及
- メーカー、販売店等への表彰等による 3R の社会への普及

1) メーカー、販売店等への表彰等による 3R配慮製品の市場への普及

家電量販店への聞き取り結果によると、省エネ大賞受賞製品の売上は増加傾向にあるとのことであった。ただし、3R に関する表彰制度を考えると、3R に関する表彰制度が商品の売上の増加に直接的に寄与するかは、不透明であるとのことであった。仮に 3R に関する表彰制度が制定されたとしても、店頭にて、省エネ大賞受賞製品と 3R に関する表彰受賞した製品が陳列された場合、省エネと 3R のトレードオフの関係等が明確に整理されていない現状では、販売店にて正確な説明をすることが難しいだけでなく、消費者の判断材料とはならない懸念があるとのことであった。

本事業にて実施した消費者へのアンケート調査結果によると、3R に関する表彰制度

（ここでは、「3R 配慮大賞」という）については、施策が持つ意義や役割については、2 割以上の人が『あまりメリットのない施策だと思う』と回答した。また、家電製品お購入に与える影響については、2 割以上の人が『購入の参考にはしない』と回答した。

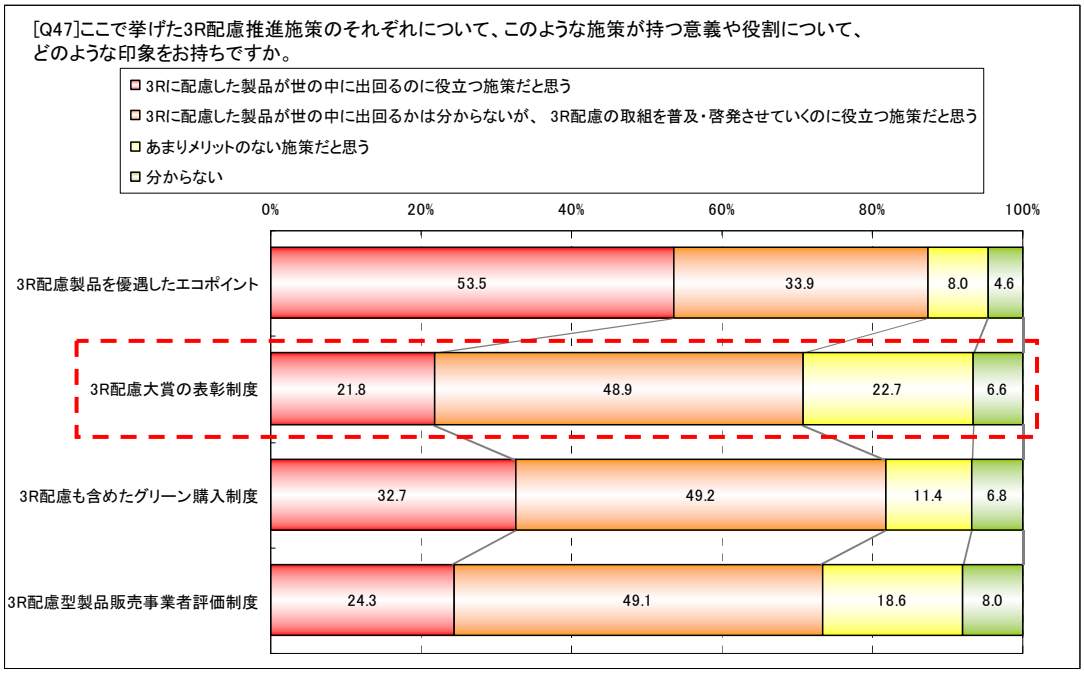

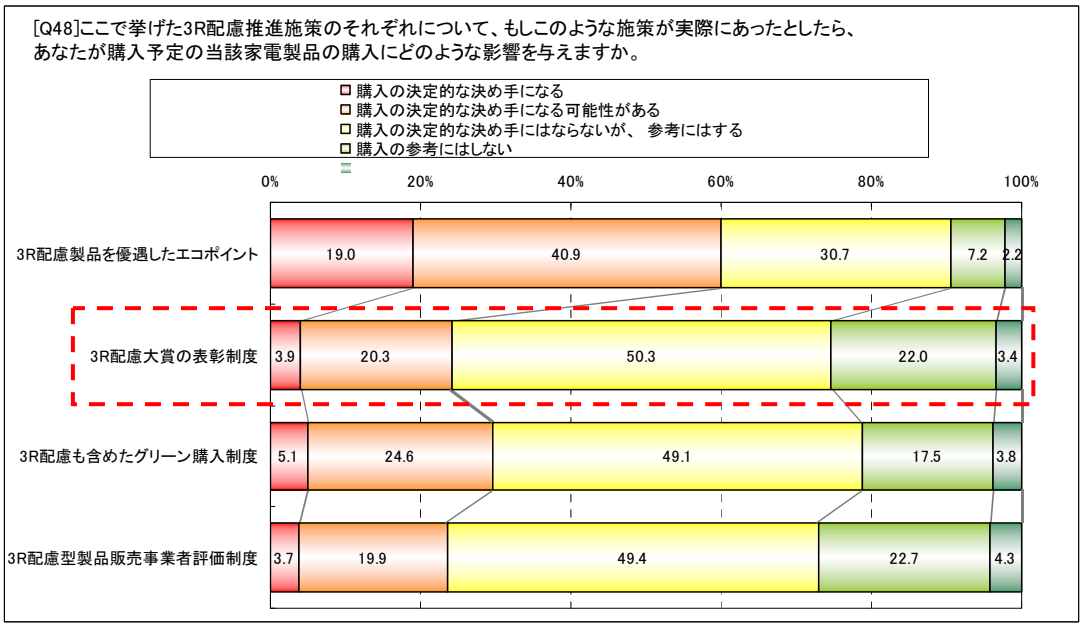

図　3R 配慮推進施策に関するアンケート調査結果（抜粋（再掲））

2) メーカー、販売店等への表彰等による 3Rの社会への普及

一方、3R に関する表彰制度を制定することで、消費者や販売員への 3R の普及啓発効果を期待することができると考えられる。例えば、3R に関する表彰制度を PR することで、「3R とは何なのか」「どのような取組が 3R に配慮していると評価されるのか」等、3R 自体を世間に披露する良い機会となると考えられる。上述した消費者へのアンケート調査結果によると、約半数の人が 3R に関する表彰制度について『3R 配慮の取組を普及・啓発していくことに役立つ情報だと思う』と回答した。

また、3R に関する表彰制度により、販売店の店員に対しても 3R を普及啓発することが可能となると考えられる。販売店の店員に 3R に関する表彰制度を教育することで、社会的に貢献しているという意識の醸成や販売店の店員の知識向上といった観点からも効果が期待される。

以上より、メーカー、販売店への表彰等により、一定の効果が期待されるものの、今後、表彰制度の具体的な検討を行う際には、更なるデータの蓄積により期待される効果を詳細に検証する必要があると考えられる。

③ 効果の検討にあたっての留意事項

効果の検討にあたって留意すべき事項を以下に整理した。

- 原材料調達から製造、輸送といったプロセスにおける技術の改革によるコスト削減と、世の中にない新しい機能を生み出すことと、両者のかけ算によって国際競争力が強化される。表彰制度によって、そのような力を持っていることが消費者に広まるスピードが格段に速くなるならば、大きな意味があると考えられる。

(3) メーカー、販売店等への表彰等の検討にあたっての論点

以下、メーカー、販売店等への表彰等の検討にあたっての論点を整理した。

① 評価ルールに関する論点

1) ファクトデータ

既存の表彰制度の評価ルール、基準を整理した結果を以下に示す。

表　既存の表彰制度の評価ルール、基準

省エネ大賞	・先進性・独創性 ・省エネルギー性 ・省資源性・リサイクル性 ・市場性・商品性・経済性 ・環境保全性・安全性 ※特に「省エネルギー性」を最重要視

リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰（3R 功労者）	・継続期間 ・対象品目・量等の実績、活動の効果 ・地域性 ・独創性・先鞭性 ・波及効果、 ・啓発・教育効果 ・その他評価
エコプロダクツ大賞	・当該エコプロダクツ・エコサービスの導入による環境負荷の低減が明らかなものであること ・事業者や消費者、投資家、市場関係者等による一定の評価が得られているエコプロダクツ・エコサービスであること ・利用しようとする者が国内市場において容易に供給やサービスを受けられるエコプロダクツ・エコサービスであること ・環境教育的効果が認められる等、持続可能な社会づくりへ向けた社会意識の向上に資するエコプロダクツ・エコサービスであること
省エネルギー型製品販売事業者評価制度	【店舗の運営方針】 販売促進，目標，取組み等について評価。 【店員の知識と意欲】 省エネ教育，省エネ情報の提供方法等について評価 【購入のし易さ】 省エネラベルの解説や表示，省エネ型製品の販促等を評価 【販売実績】 製品毎に省エネ基準達成率に応じた点数を集計平均し，製品の合計点で評価 【省エネへの取組み】 店舗の省エネへの取組みを評価 【店舗独自の省エネへの取組みを評価】
グッドデザイン賞	・審査理念 －人間（HUMANITY） もの・ことづくりへの創発力 －本質（HONESTY） 現代社会への洞察力 －創造（INNOVATION） 未来を切り開く構想力 －魅力（ESTHETICS） 豊かな生活文化への想像力 －倫理（ETHICS） 社会・環境への思考力

2) 論点

a. 評価ルールの信頼性

- 3Rに関する表彰制度を効果あるものとするには、表彰に対する信頼性、つまり、評価ルールに対する信頼性の確保が重要な事項と考えられる。表彰制度の信頼性の確保のためには、定性的な評価ルールよりも定量的な評価ルールが必要と考えられる。また、将来的にグリーン購入法の判断基準やエコマーク等のラベルの基準に 3Rに関する項目が追加される可能性等も視野に入れ、それらの評価ルールとも連動性を持たせることが望ましいと考えられる。

b. 評価ルールへの対応可能性

- 信頼性の高い定量的な評価ルールが望まれる一方、一般的に表彰制度は新製品が対象となることが多く、これから上市する製品について、3Rに関する性能をすべて確認することは非常に困難となる。例えば、リサイクル材の使用を評価項目とした場合は、「この数値は材料の仕入れ状況によっては達成されないこともあります」のような緩めの基準を設けることも必要と考えられる。

② 情報提供に関する論点

1) ファクトデータ

既存の表彰制度の情報提供方法の例を整理した結果を以下に示す。

表　既存の表彰制度の情報提供方法の例

省エネ大賞	エコプロダクツ大賞	省エネルギー型製品販売事業者評価制度	グッドデザイン賞
省エネ大賞 HP・店頭・カタログ等にて情報提供	エコプロダクツ大賞 HP 等にて情報提供	省エネルギー型製品販売事業者評価制度 HP・店頭にて情報提供	グッドデザイン賞 HP・製品・カタログ等にて情報提供

2) 論点

a. 情報提供ツールとしての表彰制度の可能性

- 3Rについては、現状、認知度が低い状況であるが、3Rに関する表彰制度を制定することによって、3Rを消費者等に認知してもらうという観点から表彰制度を検討することが必要と考えられる。
- また、表彰制度の目的を 3Rの認知度向上とするならば、徹底的に様々な表彰を行うことも一案であり、消費者から販売店まで幅広く表彰を行うことも考えられる（例えば、再生プラスチック材が多く使われている製品や原材料を多く削減した製品を買った消費者を表彰する等）。

b. 表彰制度とインセンティブ施策の併用

- ある販売店では、統一省エネラベルの星の数によって、ポイントを付与する仕組みがあり、消費者にとっては魅力的な取組であると考える。このため、販売

施策を検討することも一案ではないか。

c. 情報の統合化

- 販売店店頭にて表彰制度の説明を行う場合、わかりやすい表彰制度であることが最も重要となる。現状、販売店店頭は、様々なラベルが氾濫しており、消費者の混乱を招いている一面がある。消費者目線にて考えた場合は、表彰やラベルの統合が必要と考えられる。

d. 表彰制度間の連携及び他の制度との連携可能性

- 消費者の購買行動は、販売店店頭にてどのような情報提供がなされるかによって、影響を受けることが考えられる。このため製品への表彰と販売店への表彰をうまく連携させるような検討が必要と考えられる。
- また、省エネを例に挙げ、考えてみると、省エネ大賞という表彰制度、統一省エネラベルという基準、販売店への施策、消費者向けのエコポイント等の複数の施策がうまく連動することで、結果的に省エネ製品が世の中に普及していると考えられる。製品への表彰だけでなく、販売店の接客、演出を引き出すような販売店に努力を促すような制度設計が必要ではないか。

③ 制度の運用方法に関する論点

1) ファクトデータ

既存の表彰制度の運用者を整理した結果を以下に示す。

表　既存の表彰制度の運用者

省エネ大賞	財団法人省エネルギーセンター
リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰（3R 功労者）	リデュース・リユース・リサイクル推進協議会（事務局：財団法人クリーン・ジャパン・センター）
エコプロダクツ大賞	エコプロダクツ大賞推進協議会
省エネルギー型製品販売事業者評価制度	財団法人省エネルギーセンター
グッドデザイン賞	財団法人日本産業デザイン振興会

2) 論点

a. 表彰制度の検討方法

- 表彰制度を検討するにあたっては、ⅰ）全く新しい表彰制度を新設する、ⅱ）既存の表彰制度に 3R配慮製品に関する部門を新設する、ⅲ）既存の表彰制度に 3R配慮に関する評価項目を追加する（もしくは、3R配慮に関する評価項目の重

ⅰ）については、自由度の高い評価ルールを検討可能となる反面、全く新たに制度を設計する必要があるため、検討に時間を要することとなる。ⅱ）、ⅲ）については、既存の表彰制度との調整が必要となるが、スキーム自体は存在するため、比較的検討時間が短いものと考えられる。

b. 既存の表彰制度への配慮

- 既存の表彰制度が存在するため、それらとの調整が必要となる。また、類似の表彰制度が複数存在することで消費者の混乱を招く可能性（例えば、現状でも、エコプロ大賞受賞製品と省エネ大賞受賞製品が並んで販売された場合、混乱する可能性がある）があるため、検討にあたっては十分に配慮が必要となる。

c. 表彰制度の運用方法への工夫

- 表彰制度の継続させるためには、一定数の応募者を確保することが不可欠となる。表彰が複数あった場合、応募する側にも相当な手間がかかる。例えば、既存の表彰制度と同様のフォーマットにて、同時に応募できるようなスキームであれば、応募者側の負担は軽減されるものと考えられる。

2.3. 経済的インセンティブ施策

(1) 現状分析

3R 配慮製品の推進施策として経済的インセンティブを検討するにあたり、国内の既存の経済的インセンティブ制度の現状分析を行った。また、国内の既存の経済的インセンティブ施策における 3R の取扱について概略を整理した。現状分析の観点及び整理結果を以下に示す。

＜整理の観点＞

- 名称
- 運用主体
- 制度内容
- 対象製品
- 申請手続き
- ラベリング
- 制度による効果

■本検討会の対象製品が含まれる制度

	名称	エコポイント	各量販店の取組	エコ・アクション・ポイント
制度概要	運用主体	グリーン家電エコポイント事務局 （環境省・経済産業省・総務省）	各家電量販店	環境省
	制度内容	グリーン家電（制度対象製品）を購入することで、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得することができる。	エコポイント対象商品等について、ポイント付与や割引といった独自の取組を行い、販売を促進する。	温暖化対策型の商品やサービスを購入する際などにポイントが付与され、貯まったポイントを、様々な商品・サービスとの交換や、その他のポイントや電子マネーとの交換に利用することができる。
	対象製品	エアコン、冷蔵庫、地上デジタル対応テレビ（統一省エネラベル星4つ以上） ※上記の製品を購入すれば、リサイクルに係るエコポイントも取得することができる	エコポイント対象製品が中心だが、各量販店が独自に設定している。	・家庭等での使用・廃棄段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス ・生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス ・カーボン・オフセットが組み込まれた商品・サービス
	申請手続き	消費者が申請する必要がある。 インターネット申請と書面申請の2種類がある。	申請の必要はない。	・消費者がポイントを申請する必要はないが、獲得したポイントを利用するには、ウェブサイトでの登録が必要になる。
	ラベリング	エコポイント対象商品告知ラベルを表示。	なし。	・全国型、全国版（暫定版）、地域型の3種類のラベルがある。
制度による効果		・消費者の関心は高く、エコポイント対象製品だから購入する、という消費者が多い。 ・販売店への来店者数増加。売上高は、前年比1.1～1.5倍の増加。 ・家庭内でエコ運動を行うようになった、ライフスタイルを見直すきっかけになった、などの声 （経産省発表）	不明。	H20年度のモデル事業の実績 ・合計参加者数：約22万人 ・合計付与ポイント数：約2500万ポイント ・参加企業数：約150社 （環境省発表）

■本検討会の対象製品以外の制度

	名称	エコカー減税・補助制度		太陽光パネル補助	家庭用生ごみ処理機購入助成制度
		エコカー減税	エコカー補助制度		
制度概要	運用主体	国土交通省	経済産業省、国土交通省	太陽光発電協会　太陽光発電普及拡大センター（経済産業省からの委託）	地方自治体 （実施していない自治体もある）
	制度内容	・対象自動車を購入した場合、重量税・取得税の免税・軽減を実施する。 ・排出ガス、燃費性能に優れた自動車の税率を軽減し、逆に新車登録から一定期間が過ぎた環境負荷の大きい自動車は税率を重くする。	古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に補助金が交付される。	自ら居住する住宅に対象システムを新たに設置する個人で、電灯契約をしている人を対象とし、補助金を交付する。	家庭用生ごみ処理機を購入する際、助成金が交付される。
	対象製品	＜自動車重量税、取得税＞ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ディーゼル自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車 ＜自動車税のグリーン化＞ 定められた排出ガス性能及び燃費性能を満たす、普通自動車及び小型自動車又は、電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車	＜経年車の廃車を伴う新車購入補助＞ 乗用車：平成22年度燃費基準達成車 重量車：新長期規制適合車 ＜経年車を廃車しない場合の新車購入補助＞ 乗用車：排気ガス性能4つ星かつ平成22年度燃費基準+15%以上 重量車：平成27年度燃費基準達成車かつ NOx又はPM+10%低減	太陽光発電システム	家庭用生ごみ処理機
	申請手続き	新車を購入する場合は、購入時に消費者が申請。（販売店が支援） 既に所持している自動車に関しては、自動的に新しい税率が適用。	新車購入時に消費者が申請。（販売店が支援）	都道府県別に窓口が設置されており、消費者が申請書類を提出する。	消費者が申請用紙に必要事項を記入し、清掃事務所、出張所、区役所に提出する。（千代田区の例）
	ラベリング	なし。	なし。	なし。	なし。
制度による効果		・減税、補助金の効果として、経済危機で落ち込んでいた販売台数が、急激に回復したと報告。 ・特にハイブリッド車の売上が急増した。 （日本自動車販売協会連合会）	・減税、補助金の効果として、経済危機で落ち込んでいた販売台数が、急激に回復したと報告。 ・特にハイブリッド車の売上が急増した。 （日本自動車販売協会連合会）	・2009年4～9月の出荷は、発電能力ベースで前年同期比約2.2倍の約22万kWであり、補助金制度がいったん打ち切られる2005年以来、3年半ぶりに過去最高を更新した。 ・国だけでなく、東京都など複数の自治体が独自の補助制度を実施したことも影響していると考えられている。 （太陽光発電協会）	政令指定都市におけるアンケートでは、 ・ゴミの量の減少を実感している市民は多い。 ・制度の費用対効果について、満足している市民は多い。 （広島市家庭系生ごみリサイクル研究会）

本事業では、経済的インセンティブ施策については、以下の 3 パターンの類型に基づき検討する。

（A）原資：国等（例：エコポイント）

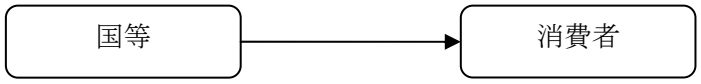

（B）原資：民間（国等が普及啓発等の一部支援）（例：エコ・アクション・ポイント）

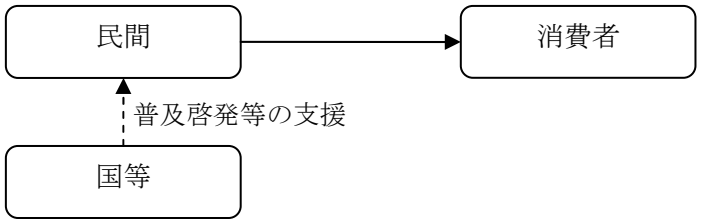

（C）原資：民間（自立型）（例：ポイント還元）

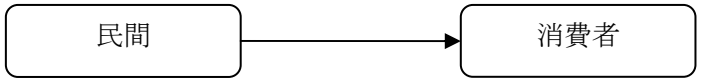

※　矢印：ポイント等の流れ

また、上記 3 パターンの類型について以下に関係主体（消費者、販売店、製造事業者）に与える影響の程度を整理した。

表　経済的インセンティブによる関係主体別の影響

付与対象 / 影響	原資：国 （例：エコポイント）	原資：民間（国が普及啓発等の一部支援） （例：エコ・アクション・ポイント）	原資：民間（自立型） （例：ポイント還元）
消費者に与える影響	○対象製品の購買意欲が高まる ○対象製品への関心が高まる ●ポイント等の利用の際は手続等の手間がかかる可能性がある	○対象製品の購買意欲が高まる ○対象製品への関心が高まる （上記 2 点は消費者が民間のスキームを認知していることが条件） ●ポイント等の利用の際は手続等の手間がかかる可能性がある	
販売店に与える影響	○対象製品を店頭に置くことで売上増加（集客効果）が期待できる ○対象製品を積極的に販売することで CSR 活動の一環となる ○対象製品への関心が高まり、間接的に消費者への普及・啓発に繋がる可能性がある	○店頭の対象製品にポイント等を付与することで売上増加（集客効果）が期待できる ○対象製品にポイント等を付与し、販売することで CSR 活動の一環となる ○対象製品への関心が高まり、間接的に消費者への普及・啓発に繋がる可能性がある ●国からの支援を受けているため報告等に手間がかかる可能性がある	○店頭の対象製品にポイント等を付与することで売上増加（集客効果）が期待できる ○対象製品にポイント等を付与し、販売することで CSR 活動の一環となる ○対象製品への関心が高まり、間接的に消費者への普及・啓発に繋がる可能性がある ●過大なポイントを付与した場合、売上減少の可能性がある
製造事業者に与える影響	○対象製品を製造することで売上増加が期待できる ○対象製品を積極的に製造することで CSR 活動の一環となる	○対象製品を製造することで売上増加が期待できる ○対象製品を積極的に製造することで CSR 活動の一環となる （上記 2 点は製造事業者が民間のスキームを認知していることが条件）	
スキームが成立する要件	・ 財源が確保されること（経済的インセンティブを与える根拠（景気対策、環境配慮、国の関与が必要等）が明確であること）	・ 財源が確保されること（経済的インセンティブを与える根拠（景気対策、環境配慮、国の関与が必要等）が明確であること） ・ 企業が国のスキームについて原資を支出するメリットを感じること（国のお墨付き・経済的支援、売上げ増加が期待、CSR 活動の一環等）	・ 対象製品の販売により販促効果が期待できること ・ 表彰等のその他の仕組みにより国のお墨付き・支援があること

※　関係主体への影響の「○」および「●」は、それぞれ「メリット」「デメリット」として考えられるもの

現状分析の概要は以下のとおり。

- エコポイント制度（グリーン家電普及促進事業）では、今回の検討対象製品のうち、冷蔵庫（電気冷蔵庫等）、エアコン（エアーコンディショナー）、地上デジタル放送対応テレビ（テレビジョン受信機）が対象となっている。ポイントを使用する際には、消費者が自ら申請を行う必要があるが、制度の効果は大きく、対象製品の売上高の増加、消費者の環境に対する意識の向上等が報告されている。なお、ポイントの原資は国が負担している。また、統一省エネラベルが対象製品の判断基準であり、3R に関する事項は考慮されていない。
- エコ・アクション・ポイント制度は、ポイントを付与する企業が原資を負担するという点で、エコポイント事業とは大きく異なっている。参加者数約 22 万人という実績が報告されているが、現在、制度の廃止が検討されている。基本的には、温暖化対策型の商品やサービスを購入する際などにポイントが付与されるため、3R に関する事項は考慮されていない。
- エコカー（電気自動車、ハイブリッドカー等）、太陽光発電システム、家庭用生ごみ処理機については、金銭的に購入を補助する制度がある。いずれも売上・設置を促進する効果が確認されており、インセンティブ制度として適切に機能しているといえる。いずれも原資は国が負担している。
- 以上より、既存の経済的インセンティブ施策では、3R に関する事項は考慮されていないため、一から検討を開始する必要があると考えられる。

(2) 個別施策により期待される効果

① 個別施策の活用イメージ

3R に配慮した製品に経済的インセンティブを付与することで、3R 配慮製品の選択を通じた製品の 3R 配慮の推進を促すことができると考える。

② 期待される効果

現状分析結果を踏まえ、個別施策により期待される効果を検討した。

- 現在実施されている経済的インセンティブ（エコポイント）については、制度の効果は大きく、対象製品の売上高の増加、消費者の環境に対する意識の向上が報告されている。ただし、現状では、その効果を検証するような定量的なデータは存在しない。

表　エコポイント対象製品数

	登録製品	対象製品	割合
エアコン	856	386	45.1%
冷蔵庫	234	88	37.6%
テレビ	740	494	66.8%

出典：ECCJ ウェブサイト
登録製品：統一省エネラベルの登録製品。
対象製品：エコポイントの対象製品（統一省エネラベル 4 つ星以上）。

＜参考：経済産業省（家電販売店への聞き取り調査）＞

- 消費者の関心は高く、エコポイント対象製品だから購入する、という消費者が多い。
- 売上高は、前年比 1.1～1.5 倍の増加。
- 昨年が猛暑であったため、エアコンの売上は伸び悩んだ。
- テレビに対する消費者の反応は良好。
- 交換商品の一覧が公表され、様々な商品と交換できることが明確になってから、消費者の反応は格段に良くなった。
- 来店者数も増加傾向。
- テレビ好調の要因の一つは、アンテナ工事の費用にエコポイントが利用できること。
- 家庭内でエコ運動を行うようになったなど、子供に良い影響がある。
- ライフスタイルを見直す、良いきっかけとなったとの声。

・ 本年度実施した消費者へのアンケート調査によれば、家電エコポイント制度に対する認識について見ると、申請の仕組みや対象商品についてはある程度認識されていた一方、エコポイント発行期間については半数程度の人しか認識していなかった。

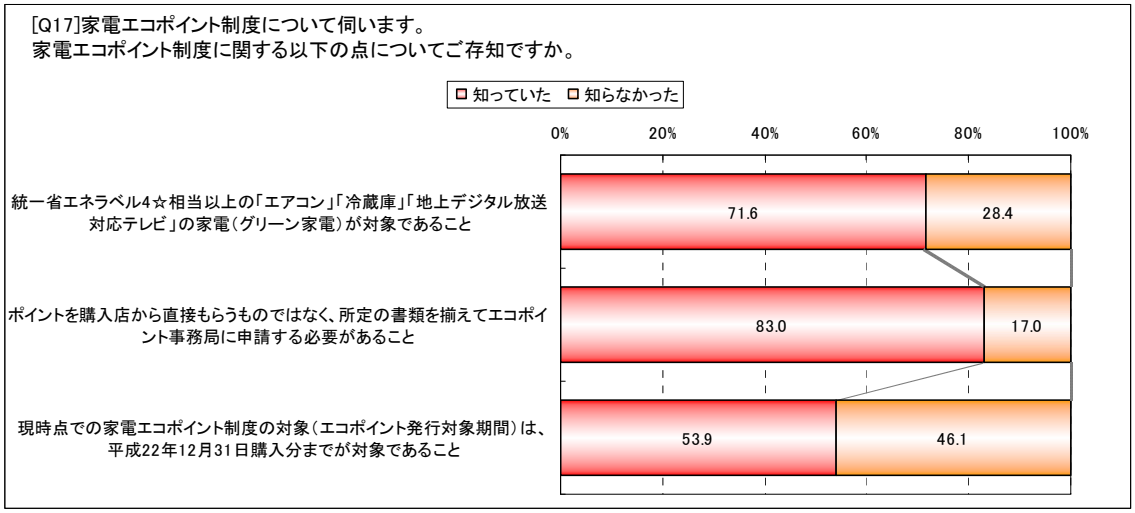

・ また、回答者のおよそ 4 分の 3 の人がエコポイント制度を「活用したことは無い」と回答した。活用したことがある人の中では、「地上デジタル放送対応テレビ」を購入した人が多かった。

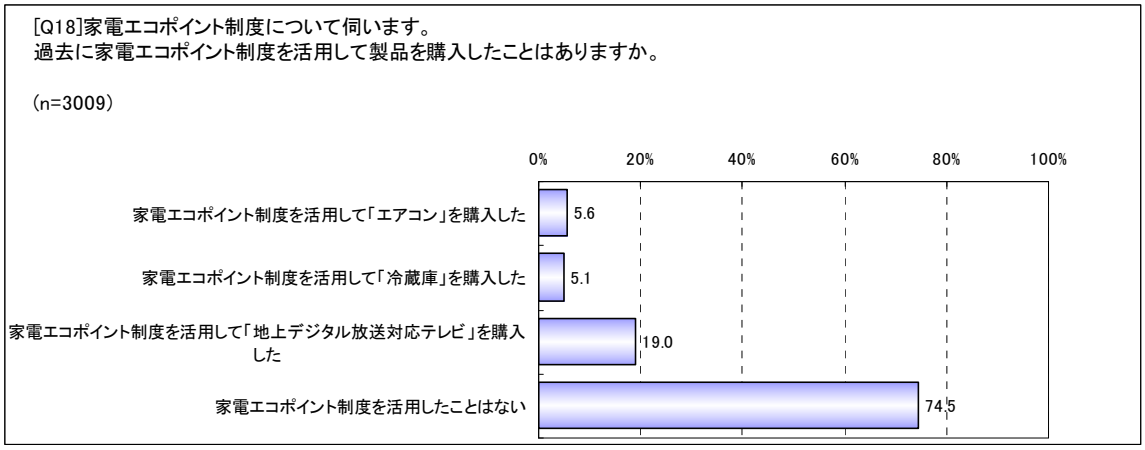

・ 昨年度実施したエコプロダクツ展における消費者アンケートによれば、家電製品購入時に考慮する項目の一位として「基本性能」、「価格」、「省エネ性能」が挙げられ、二位としては「価格」、三位としては「省エネ性能」が最も多く挙げられた。「省エネ性能」も消費者にとって経済的な価値である点を考慮すると、経済的インセンティブは消費者の購入行動に少なからぬ影響を与えると考えられる。

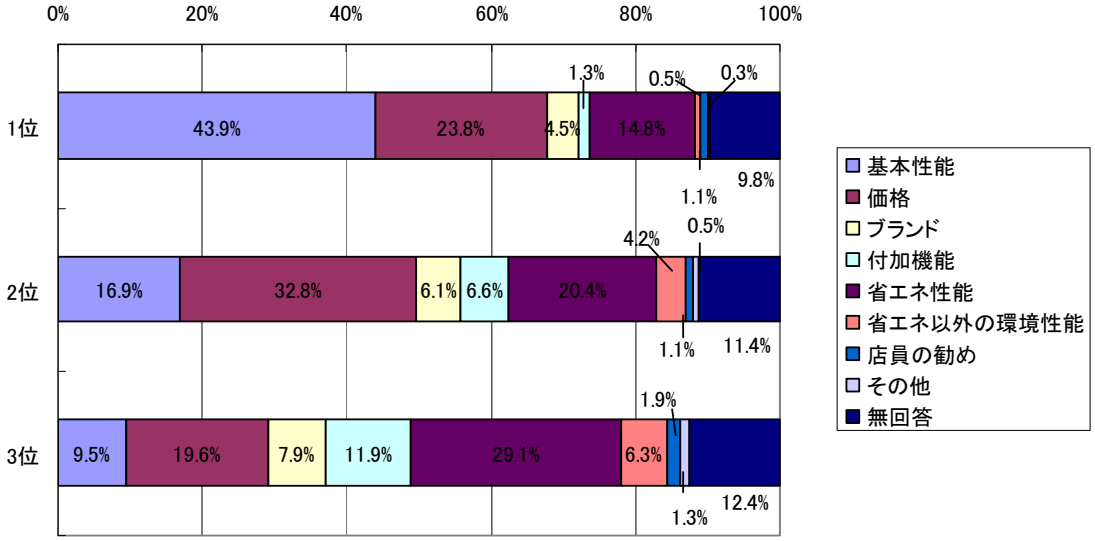

図　家電製品の購入時に考慮する項目

・ 本事業にて実施した消費者へのアンケート調査結果によると、3R 配慮製品への経済的インセンティブの付与（ここでは、「3R 配慮製品を優遇したエコポイント」

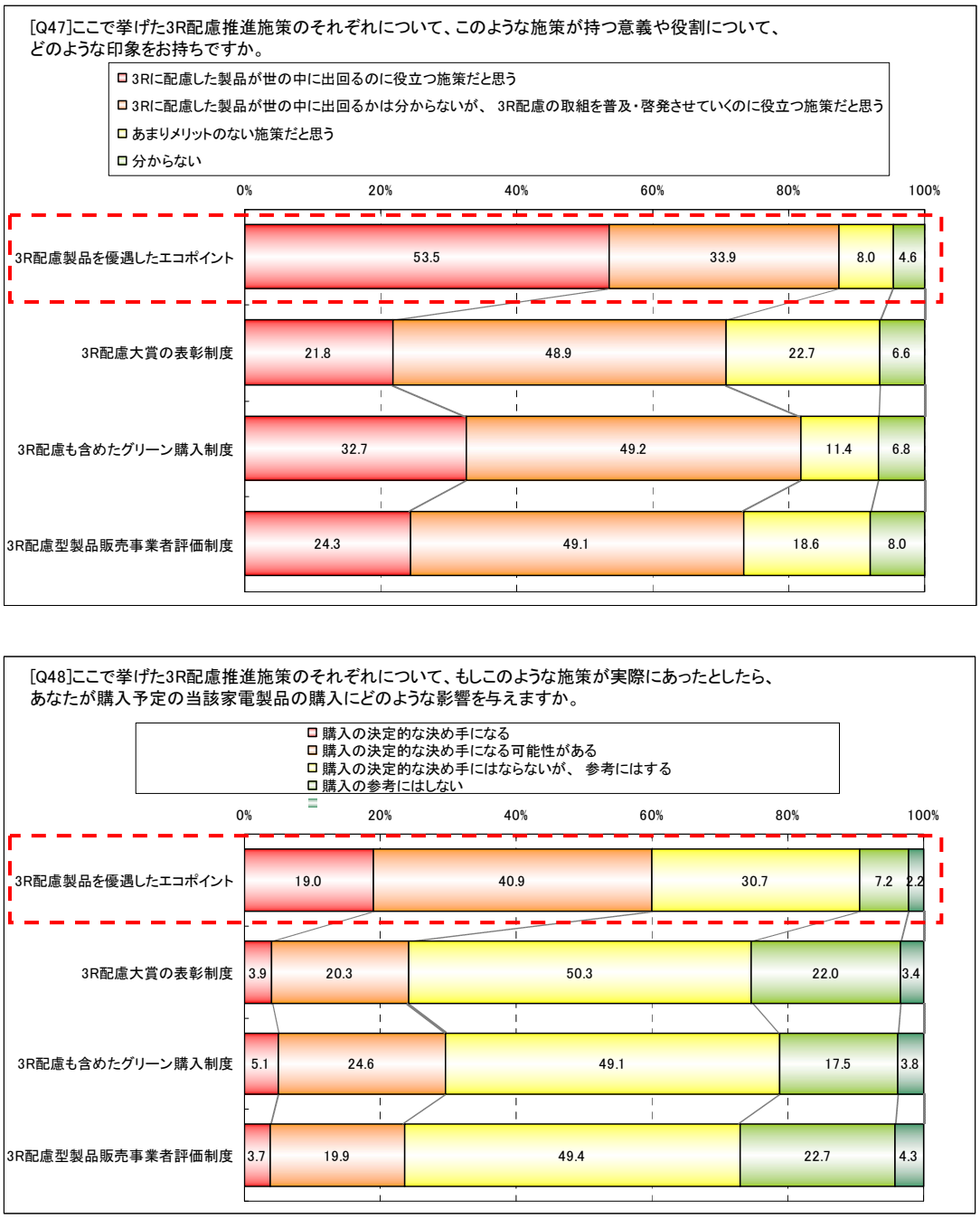

図　3R 配慮推進施策に関するアンケート調査結果（抜粋（再掲））

以上を踏まえると、経済的インセンティブの付与により、3R 配慮製品の普及効果が期待されるものの、今後、経済的インセンティブ施策の具体的な検討を行う際には、更なるデータの蓄積により期待される効果を詳細に検証する必要があると考えられる。

③ 効果の検討にあたっての留意事項

効果の検討にあたって留意すべき事項を以下に整理した。

- 家電量販店への聞き取り結果によると、販売店では、エコポイント制度は、省エネ家電の普及促進策という認識はあるものの、エコは大義名分のようなもので、あくまでも販促策としての効果を狙ったものとみなしている。このため 3R 配慮製品に経済的インセンティブが付与されれば、結果的に 3R配慮製品の普及効果はあるものの、3Rの普及の観点からは本来の目的を達成できない懸念がある。
- 政府調達やエコマークの部分でどのような支援ができるのかという議論をもう少し煮詰めた後で、そこで限界があるようであれば今回の経済的インセンティブの話に移るべきと考える。まず、日本のエコマークが北欧のノルディック・スワンやドイツのブルーエンジェルなどと比べて何が欠如しているか、もう一度戻って検討することも一案。

(3) 経済的インセンティブ施策の検討にあたっての論点

以下、経済的インセンティブ施策の検討にあたっての論点を整理した。

① 施策の在り方に関する論点

1) ファクトデータ

既存の経済的インセンティブ制度の目的等について整理した結果を以下に示す。

表　既存の経済的インセンティブ制度の目的等

エコポイント	①地球温暖化対策 ②経済の活性化 ③地上デジタル対応テレビの普及
エコ・アクション・ポイント	家庭部門の温室効果ガスを削減するため、国民に身近でわかりやすいポイント付与という形で、一人ひとりの取組を促す。

2) 論点

a. 経済的インセンティブ付与の目的の明確化

- 政府あるいは企業にインセンティブが付く場合、どのような点に気をつけて支援策を決めるべきかを検討する必要がある。ある特定のメーカーや商品に差別

- 特定の対象にだけ有益なインセンティブになってしまってはいけない。誰のための、何のための 3R配慮なのかという点を明確にした上で、経済的インセンティブの検討を行うべきではないか。
- テレビの場合は、地上デジタル放送に対応したテレビへの切り替えをきっかけとして省エネ製品の促進につなげるといった、明確なストーリーがあるが、3Rの場合は現状そのようなストーリーがない。経済的インセンティブを活用した3R配慮製品を推進するためのストーリーを検討すべきではないか。

b. 経済的インセンティブを付与するための施策的背景の必要性

- 省エネは、経済的なメリットがあるために施策としての優先度も高く、経済的インセンティブのための原資を確保することができたと考えられ得る。3Rに関しては、政府がどのような施策を検討しているのか、また、それが全体の施策の中でどの程度優先的に検討されているかを整理する必要がある。3Rの優先順位が高ければ、原資の問題も含め取り組みがスムーズに進むと考える。

c. 市場環境整備という意味での経済的インセンティブの付与

- 経済的インセンティブの付与により商品が売れることで、販売店やメーカーも潤う。経済的インセンティブの付与によって、民間にメリットがなくてはいけないと考える。これまでの 3R配慮製品に関する政策的な対応は基本的に供給側への一種の規制であった。本検討では、市場環境を整備することでメーカーの活力を活かした健全な競争を促し、3R配慮製品が市場に供給されるようにする、という発想で議論を行うべきではないか。

d. 施策目的と効果の検証

- 省エネなどすでに実施されている他の環境側面へのインセンティブ制度との整合性についても検討し、対消費者、対販売店、対メーカーなどそれぞれの立場から相互的に見てどのような利益があるか検討すべきと考えられる。省エネの場合はそもそも省エネ自体がランニングコスト削減として経済的なメリットがあるため、その上にポイントが付くことで相乗的に効果が大きくなる。しかし3Rの場合はそのような効果はなく、どのように訴求していくのかという問題がある。現在のエコポイントでは、省エネはエコと捉えられているが、3Rをエコとは認識している消費者は少ないと思われる。しかしエコポイントは省エネに限った「省エネポイント」ではないのだから、消費者が持っている既存のエコポイントの考え方の中に「エコの中には省エネだけではなく 3Rの考え方も含まれている」という意識付けを入れ込む方法もあるのではないか。

e. 効果の持続性

- 経済的インセンティブがなくなった後も効果が持続することが必須条件である。その上で、この経済的インセンティブを単なる販促策として捉えるのか、あるいはより高いレベルのマーケットを新しく国策によって作ることを目的とし、そのサブシステムとしてこのインセンティブを策定するかによって大きく方向性が変わってくる。
- 効果が持続している良い例として最近普及が拡大している LED 照明がある。消費者はこれを新商品として認識し、その経済的な価値を理解した上で購入し始めている。さらにそれをマスメディアが報道し、それを通して人々がまた認識するという好循環が生まれている。今回の検討では、現時点では経済的インセンティブを「販促策」として位置づけているように感じるが、販促策はやめた途端に効果も止まってしまうことが多い。

② 評価ルールに関する論点

1) ファクトデータ

既存の経済的インセンティブ制度の対象製品を整理した結果を以下に示す。

表　既存の経済的インセンティブ制度の対象商品

エコポイント	エアコン、冷蔵庫、地上デジタル対応テレビ（統一省エネラベル星 4 つ以上）
エコ・アクション・ポイント	・家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス（省エネ家電製品、ハイブリッド自動車、省エネ住宅設備等） ・家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄 （焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス（リサイクルプラスチックを利用した文房具、レジ袋削減等） ・家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの 内、エコポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの（地産地消型食品等） ・カーボン・オフセットが組み込まれた商品・サービス（カーボン・オフセット付海外旅行ツアー等）

2) 論点

- 製品という観点からすると、3R に限らず、製品の中身というより素材の話になる。環境に対して良い素材を使用することが重要であるが、それは製品の性能や品質の向上とは相反する場合もある。単純にリサイクル資源を何%使っている、ということで評価するなら問題ないが、これらのトレードオフを含め、どのように表現すべきか非常に難しい。

③ 制度の運用に関する論点（原資の確保）

1) ファクトデータ

既存の表彰制度の運用者を整理した結果を以下に示す。

表　既存の表彰制度の運用者

エコポイント	グリーン家電エコポイント事務局（環境省・経済産業省・総務省）
エコ・アクション・ポイント	環境省

2) 論点

- 経済的インセンティブの付与については、民間であれ国であれ、財政状況が逼迫している中で、本当に原資が出せるのかも大きな問題となる。目的が公益性の高いものであれば国の負担が大きく、逆に目的が販売促進につながるものであれば民間の負担が大きいという整理に近づけていければよいのではないか。

2.4. 国際動向を踏まえた対応

(1) 現状分析

3R 配慮製品の推進施策として国際動向を踏まえた対応を検討するにあたり、製品の環境性能評価に関する国際的な動向を整理した。現状分析の観点を以下に示す。

【調査対象】

＜海外法令＞

- 欧州 EuP 指令
  - ✓ テレビの実施措置
  - ✓ 冷蔵庫の実施措置
  - ✓ 洗濯機の実施措置＜作業文書＞
  - ✓ エアコンの実施措置＜作業文書＞
  - ✓ パソコンの実施措置＜作業文書＞
  - ✓ パソコンディスプレイの実施措置＜作業文書＞
- 電機・電子製品及び自動車の資源循環に関する法（韓国）（リサイクル可能率関連）

＜デファクト＞

- 米国 EPEAT

＜国際標準・規格＞

- IEC 62430

＜その他＞

- EU 持続可能な消費と生産に関するアクションプラン

【整理の観点】

- 名称
- 運用主体
- 発効日
- 制定の背景
- 目的
- 対象機器
- 評価項目・評価基準
  - ✓ 3R
  - ✓ 省エネ
  - ✓ 化学物質

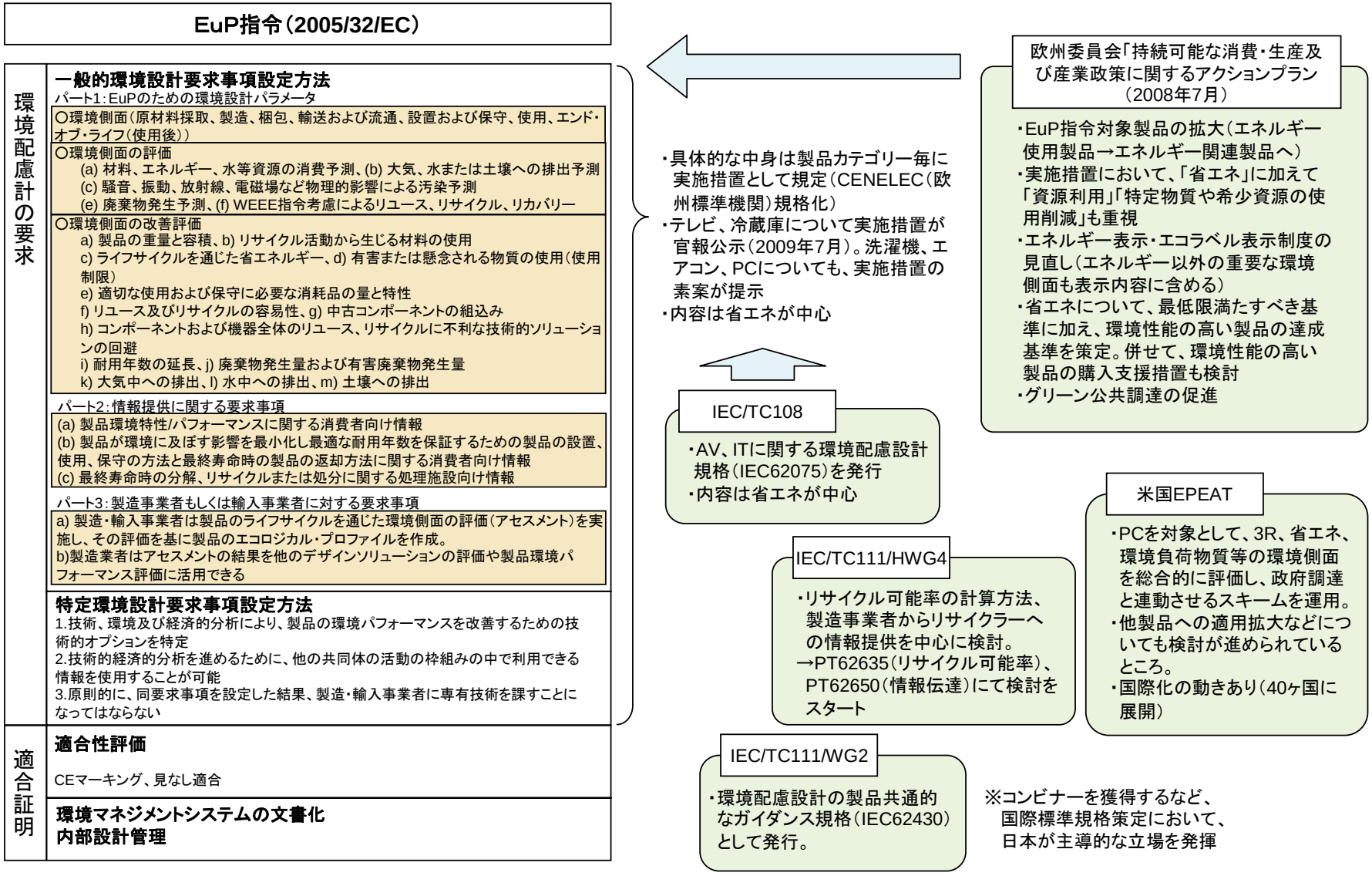

図　製品の環境性能評価に関する国際的な動向

①欧州 EuP 指令：テレビの実施措置

名称	EuP 指令を実施するためのテレビにおけるエコデザイン要求事項に関する委員会規則 No.642/2009
発行年月日	2009 年 8 月 12 日（2009 年 7 月 23 日付の EU 官報公示日から 20 日後）
対象機器	テレビ受像機、またはテレビモニタ ・テレビ受像機の定義 1 つの型番またはシステム名称の下で上市される音声・視覚信号の表示及び受信を第一義に設計された製品。以下によって構成される。 －ディスプレイ －1 つ以上のチューナー/受信機、及びデジタル多目的ディスク（DVD）、ハードディスクドライブ（HDD）またはビデオカセットレコーダ（VCR）等のデータ保存・表示といった任意の付加機能があり、ディスプレイと一体型か分離型のいずれかの形態をとる。 ・テレビモニタの定義 テレビ放送信号を含む数々の発信源の映像信号を、統合化された画面で表示するために設計された製品。Cinch（部品、複合部品）、SCART、HDMI、将来のワイヤレス標準といった標準化された映像信号経路で結ばれており、外部電源装置からの音声信号を任意に制御、再生するが、放送信号の受信や処理はできない。
制定の背景	テレビは電力消費をともなう消費者向け電気機器の象徴であるため、エコデザイン政策における優先順位が高い。
目的	・ 使用段階での電力消費量を削減すること。 （本規制の導入により、何ら措置を講じない場合と比べて、2020 年までに 28TWh の電力節約を見込んでいる。） ・ 生産段階での有害物質使用、および最終処分段階での廃棄物については、既に他指令にて取組済みのため、本規則では除外。
評価項目・評価基準	■オンモードの電力消費 ＜2010 年 8 月 20 日より＞ ・テレビ受像機 → 20W+A･1.12･4.3224W/dm²以下（フルHD解像度） 20W+A･4.3224W/dm²以下（その他の解像度） ・テレビモニタ → 15W+ A･1.12･4.3224W/dm²以下（フルHD解像度） 15W+A･4.3224W/dm²以下（その他の解像度） ＜2012 年 4 月 1 日より＞ ・テレビ受像機 → 16W+A･3.4579W/dm²以下 ・テレビモニタ → 12W+A･3.4579W/dm²以下 ■オフモードでの電力消費 ＜2010 年 1 月 7 日より＞ ・オフモード状態で 1.00W 以下 ＜2011 年 8 月 20 日より＞ ・オフモード状態で 0.30W 以下 （容易に目視できるスイッチがあるテレビは 0.50W 以下） ■スタンバイモードでの電力消費 ＜2010 年 1 月 7 日より＞ ・再起動機能のみを提供する、または再起動機能＋再起動機能可能表示だけを提供する状態 → 1.00W 以下 ・情報かステータス表示のみを提供する、または再起動機能と情報あるいはステータス表示のみを提供する状態 → 2.00W 以下

＜2011 年 8 月 20 日より＞
・再起動機能のみを提供する、または再起動機能＋再起動機能可能表示だけを提供する状態　→　0.50W 以下
・情報かステータス表示のみを提供する、または再起動機能と情報あるいはステータス表示のみを提供する状態　→　1.00W 以下

■自動終了
＜2011 年 8 月 20 日より＞
オンモードでの使用者の最後の操作後、少なくとも 4 時間以内に自動的にスタンバイ／オフモードに切り替わる機能を提供しなければならない。

■家庭モード
＜2010 年 8 月 20 日より＞
強制メニュー付きのテレビは、そのメニュー内に初期設定選択として家庭モードを用意しなければならない。

■ピーク輝度比率
＜2010 年 8 月 20 日より＞
・強制メニューのないテレビ
→　出荷時のオンモード状態のピーク輝度は、オンモードの最も明るい状態のピーク輝度の 65%未満にしてはならない。
・強制メニューがあるテレビ
→　家庭モード状態のピーク輝度は、オンモードの最も明るい状態のピーク輝度の 65%未満にしてはならない。

■製造業者が提供する情報
技術文書に以下の要項を盛り込むこと（本規則発効時より）。
・測定の試験パラメータについて
周囲温度、試験電圧、電力供給システムの全高調波歪み、音声および映像試験信号の入力端末、電気試験に使用される装置・設置機材・回路に関する情報および文書

・オンモードについて
－電力消費量ワットデータ
－典型的なテレビ放送コンテンツを表す動画映像信号の特性
－電力消費に関して安定した状態を達成するためのステップ
－家庭モードのピーク輝度と、オンモードの最も明るい状態のピーク輝度との比率（強制メニューがある場合のみ）
－測定に使用される種―なーの関連特性（テレビモニタのみ）

・スタンバイ／オフモードについて
－電力消費量ワットデータ
－使用される測定方法
－各モードの選択方法、プログラム方法
－自動的に各モードに変わるまでの流れ

・自動終了について
自動的にスタンバイ／オフモードに切り替わるまでのオンモードの継続時間

・有害物質について
水銀、または鉛が含有している場合は、水銀含有量、および鉛の有無

	＜2010 年 8 月 20 日より＞ 以下の情報をフリーアクセスのホームページに公開すること。 ・オンモードの電力消費量ワットデータ ・スタンバイ／オフモードの電力消費量ワットデータ ・出荷時のオンモード状態のピーク輝度と、オンモードの最も明るい状態のピーク輝度との比率（強制メニューのない場合） ・家庭モードのピーク輝度と、オンモードの最も明るい状態のピーク輝度との比率（強制メニューのある場合） ・水銀、または鉛が含有している場合は、水銀含有量、および鉛の有無

②欧州 EuP 指令：冷蔵庫の実施措置

<table>
<tr><td>名称</td><td>EuP 指令を実施するための家庭用冷蔵機器におけるエコデザイン要求事項に関する委員会規則 No.642/2009</td></tr>
<tr><td>発行年月日</td><td>2009 年 8 月 12 日（2009 年 7 月 23 日付の EU 官報公示日から 20 日後）</td></tr>
<tr><td>対象機器</td><td>・主電源に接続される 1,500L までの貯蔵容積の家庭用冷蔵機器
（非家庭用または食材以外の品目（ワイン等）の冷蔵用に販売されている機器を含んだ、主電源に接続される全ての家庭用冷蔵機器に適用される。）

・家庭用冷蔵機器の定義
1 つ以上の貯蔵室を持ち、食材の冷蔵・冷凍または業務用目的ではない冷蔵・冷凍食材の貯蔵を意図した、1 種類以上のエネルギー消費プロセスで冷却される断熱収納キャビネット。エンドユーザーが組み立てるキットとして販売される機器も含む。</td></tr>
<tr><td>制定の背景</td><td>・ 家庭用冷蔵機器のエネルギー消費量は 2020 年までに減少が見込まれるものの、要求事項とエネルギーラベルが古くなれば、この減少は減速すると予想される。従って、既存のエコデザイン要求事項を更新する必要がある。
・ 吸収型冷蔵庫、および小飲料冷却器のような熱電冷却冷蔵機器のエネルギー効率は大幅な改善が見込めるため、これらの機器も規制の対象とする。</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>・ 使用段階での電力消費量を削減すること。
・ エンドユーザーが確実に環境に配慮した使用ができるように設計すること。</td></tr>
<tr><td>評価項目・評価基準</td><td>■一般的エコデザイン要求事項
＜2010 年 7 月 1 日より＞
・ワイン貯蔵機器
取扱説明書中に「本機器はワイン冷蔵のみを使用目的とする」という情報を含むこと。
・家庭用冷蔵機器
取扱説明書中に以下の情報を含むこと。
－使用時のエネルギー消費を最低にする方法
－エネルギーを最も効率的に使用する棚やバスケットの組み合わせ
＜2013 年 7 月 1 日より＞
・冷凍庫、冷凍室の急速冷凍機能は、始動後遅くとも 72 時間以内に自動的に元の冷凍温度に戻ること。
・電子制御盤を有し、+16℃以下の周囲温度で使用される冷蔵冷凍庫は、冷凍食品貯蔵温度を調整する冬期設定スイッチなどが、周囲温度に応じて自動的に作動すること。
・10L 未満の貯蔵容量の家庭用冷蔵庫では、空の状態になると 1 時間以内に電力消費が 0W になること。

■特定エコデザイン要求事項
10L 以上の貯蔵容量の家庭用冷蔵機器は、以下のエネルギー効率指標を満たすこと（ただし、ワイン貯蔵機器などの一部機器を除く）。

圧縮型冷蔵機器
<table><tr><th>適用日</th><th>エネルギー効率指標</th></tr><tr><td>2010 年 7 月 1 日</td><td>55 未満</td></tr><tr><td>2012 年 7 月 1 日</td><td>44 未満</td></tr><tr><td>2014 年 7 月 1 日</td><td>42 未満</td></tr></table>
吸収型冷蔵機器および他の型の冷蔵機器
<table><tr><th>適用日</th><th>エネルギー効率指標</th></tr><tr><td>2010 年 7 月 1 日</td><td>150 未満</td></tr><tr><td>2012 年 7 月 1 日</td><td>125 未満</td></tr></table></td></tr>
</table>

	2015 年 7 月 1 日　　110 未満

③欧州 EuP 指令：洗濯機の実施措置＜作業文書＞

名称	EuP 指令を実施するための家庭用洗濯機におけるエコデザイン要求事項に関する委員会規則**＜作業文書＞**
発行年月日	2008 年 12 月 5 日
検討段階	現在、コンサルテーションフォーラムにて実施措置を検討中。2008 年 12 月 5 日に開催された第 10 回会合にて、実施措置の基礎となる作業文書が合意された。
対象機器	家庭用自動洗濯機 ただし、以下の機器は本規則から除外する。 ・スピン機能のない洗濯機 ・洗濯乾燥機 ・LPG、灯油、バイオディーゼルなどの燃料を使用する洗濯機 ・バッテリー駆動の洗濯機 ・家庭用自動洗濯機の定義 プログラムの最初から最後までユーザの介入を必要としない洗濯機械。洗濯機械とは、水を使用して衣類の洗浄、すすぎ、脱水を行う機械のこと。
目的	・ 使用段階での電力消費量を削減すること。 ・ エンドユーザーが環境に配慮した適切な使い方ができるように情報を伝達すること。
評価項目・評価基準	■一般的エコデザイン要求事項 ＜本規則発効の 2 年後より＞ ・製造業者が超えることを推奨しない洗剤の投与量、および洗剤のディスペンサーに入れる洗剤量の基準、その他以下の補完的な情報を取扱説明書に記載すること。 －粉洗剤、圧縮洗剤、液体洗剤の投与量 －洗濯物の汚れの程度に応じた洗剤投与量 －洗濯機器の洗濯プログラム －ディスペンサーの目盛との相関関係 ■特定エコデザイン要求事項 ＜本規則発効の 1 年後より＞ ・エネルギー効率指標 EEI が 68 以下 ・洗濯パフォーマンス指標W_pが 1.03 以上（洗濯可能量が 3kg以上の場合） ・洗濯パフォーマンス指標W_pが 1.00 以上（洗濯可能量が 3kg以下の場合） ・水温 60℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を満載した場合の水消費量は、以下の式を満たすものとする。 $W_{t,60} \leqq 5 \times c + 35$ *※c は水温 60℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を満載した場合の定格出力* ＜本規則発効の 6 年後より＞ ・エネルギー効率指標 EEI が 59 以下（洗濯可能量が 4kg 以上の場合） ・水温 60℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を満載した場合の水消費量は、以下の式を満たすものとする。 $W_{t,60} \leqq 5 \times c_1 + 35$ *※c_1は水温 60℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を一部搭載した場合の機械能力* ★エネルギー効率指標 EEI EEI＝AEc／SAEc ×100（小数第 1 位以下を切り捨て） AEc …当該機械の年間エネルギー消費量 SAEc …年間エネルギー消費基準量

★洗濯パフォーマンス指標W_p

$W_p=(3\times W_{p,60}+2\times W_{p,60\cdot 1/2}+2\times W_{p,40\cdot 1/2})/7$

(小数第 3 位以下を切り捨て)

$W_{p,60}$ …水温 60℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を満載した場合の洗濯パフォーマンス

$W_{p,60\cdot 1/2}$ …水温 60℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を半分搭載した場合の洗濯パフォーマンス

$W_{p,40\cdot 1/2}$ …水温 40℃の綿洗濯プログラムで洗濯物を半分搭載した場合の洗濯パフォーマンス

その他、1992/75EEC 指令に基づいたラベリングが本規則発効の 1 年後に要求されている。ラベリングの詳細については、エネルギー効率ランキング、スピン乾燥効率ランキングの基準、ラベルのフォーマット等を現在検討中である。

④欧州 EuP 指令：エアコンの実施措置＜作業文書＞

名称	EuP 指令を実施するためのエアコン、局所空気冷却器（local air cooler）、コンフォート･ファンにおけるエコデザイン要求事項に関する委員会規則**＜作業文書＞**
発行年月日	2009 年 6 月 22 日
検討段階	現在、コンサルテーションフォーラムにて実施措置を検討中。2009 年 6 月 22 日に開催された第 11 回会合にて､実施措置の基礎となる作業文書が合意された。
対象機器	ルーム・エアー・コンディショナー（Room Air Conditioner：以下、RAC）、局所空気冷却器（Local Air Cooler：以下、LAC）、コンフォート・ファン（例：扇風機、シーリングファン等）を対象とする。ただし、以下の機器は本規制の対象外とする。 ・電気エネルギーを使用しない機器 ・空気－水、水－水のヒートポンプ、およびエアコン ・水－空気のヒートポンプ、およびエアコン（ただし水が熱交換媒体である機器、もしくは空気－空気の機器を除く） ・冷却出力が 12kW より大きい、もしくは 0.75kW より小さい RAC ・冷却機能があり、暖房出力が 12kW より大きい、もしくは 0.75kW より小さい RAC ・暖房機能しかない機器 ・電源入力が 2.2kW より大きい、もしくは 250kW より小さい LAC（この範囲からは外れるが出力が 12kW より小さい LAC は RAC として扱われる） ・電源入力が 125W より大きいコンフォート・ファン ・換気のみを目的としたファン ・RAC の定義 1 つのスペース（room）を冷却・暖房することを主な目的とした機器。周辺熱（通常は屋外空気）と蒸気圧縮冷凍サイクルで駆動する電気コンプレッサーによって冷却空気、暖房空気を作り出す。少なくとも 1 つの分離した屋外ユニットと 1 つ以上の屋内ユニットから成り､それらが冷却ラインによって繋がれている。 ・LAC の定義 屋内の限られたスペースを冷却することを主な目的とした､シングルパッケージの機器。周辺熱（通常は屋外空気）と蒸気圧縮冷凍サイクルで駆動する電気コンプレッサーによって冷却空気を作り出す。屋内に設置するように設計された､少なくとも 1 つのコンデンサー排気のための屋外ダクトを持つ機器。一時的、もしくは追加的に使用する機器で、容易に持ち運べるものを指す。 ・コンフォート・ファンの定義 局所的な空気の流れを増進させる機器で､範囲内にいる個人を涼しくすることを目的としたもの。タワーファン、シーリングファン、その他のファンの 3 つのタイプに分けられる。
目的	・　使用段階での電力消費量、二酸化炭素排出量、騒音を削減すること。

評価項目・評価基準

■特定エコデザイン要求事項

（1）最小限エネルギー効率と最大限ノイズの要求事項

・コンフォート・ファンは、本規則発効の 2 年後より、以下のエネルギー効率およびノイズの要求事項に適合すること。

タイプ	ファンの直径	エネルギー効率の最小値[(m3/mim)/W)]	最大ノイズ許容度 dB(A)
タワー・ファン	全て	0.40	50
タワー・ファン、シーリングファンを除くすべてのコンフォート・ファン	0-20	0.54	59
	20-23	0.54	59
	23-25	0.64	60
	25-30	0.74	61
	30-35	0.81	63
	35-40	0.90	65
	40-45	1.00	67
	45-50	1.10	68
	50-60	1.13	70
	60+	1.30	73
シーリングファン	0-60	0.54	62
	60-90	0.87	62
	90-120	1.15	65
	120-130	1.46	67
	130-140	1.45	70
	140-150	1.45	72
	150+	1.47	75

・RAC、LAC、コンフォート・ファンは、エネルギー効率パフォーマンス指標に関する以下の要求事項に適合すること。

	RAC		LAC	コンフォートファン
	SEER	SCOP	EER	SFP
本規則発効の2年後	3.6	3.2	2.3	11-41
本規則発効の4年後	4.3	3.5	2.6	

※SEER…季節性エネルギー効率比（Seasonal Energy Efficiency Ratio）
※SCOP …季節性パフォーマンス係数（Seasonal Coefficient of Performance）
※EER…エネルギー効率比（Energy Efficiency Ratio）
※SFP…特定ファンパワー W/(dm³/h)（Specific Fan Power）

・RAC および LAC は、本規則発効の 2 年後より、以下のノイズに関する要求事項に適合すること。

	RAC				LAC	
	6kW以下		6～12kW		6kW以下	6～12kW
	屋内	屋外	屋内	屋外		
Db-A	60	65	65	70	65	70

（2）スタンバイおよびオフモードの要求事項

・オフモード

－本規則発効の 2 年後より 1.00W 以下にすること。

－本規則発効の 4 年後より 0.5W 以下にすること。

・スタンバイモード

－本規則発効の 2 年後より 1.00W 以下にすること。
－本規則発効の 4 年後より 0.5W 以下にすること。
－「情報のみを提供する状態またはステータス表示のみの状態」、あるいは「再起動機能と、情報を提供する状態またはステータス表示との組合せ」の場合は、本規則発効の 2 年後より 2.00W 以下にすること。さらに本規則発効の 4 年後には 1.00W 以下にすること。

・オフ／スタンバイモードの可能性
本規則発効の 2 年後より、オフモード、スタンバイモード、またはそれと同様の機能を備えること。

・パワーマネジメント
本規則発効の 4 年後より、使用後一定時間内にスタンバイモード、オフモード、またはそれと同様のモードに自動的に切り替わる機能を有すること。

■製品情報要求事項

本規則発効の 2 年後より、製品情報を製品の技術文書および製造業者のフリーアクセスのウェブサイトに明確に表示すること。

技術文書には以下の情報を含むこと。

（1）RAC、LAC、コンフォート・ファンについて

・製造年
・定格電圧（V）、もしくは定格電圧の範囲
・定格入力周波数（Hz）
・分解、リサイクル、廃棄に関する情報

（2）RAC について

・冷房モード時の季節性エネルギー効率比（SEER）
・暖房モード時の季節性パフォーマンス係数（SCOP）
・条件A、B、C、D※のもとでの冷房モードのエネルギー効率比（EER）と出力
・条件A、B、C、D※のもとでの暖房モードのパフォーマンス係数（COP）と出力（必要な場合は条件Eも追加）
・SEER と SCOP を間接的に求められるよう、以下の補足的情報を掲載すること。
－EER（COP）の測定値と、条件A、B、C、D※（必要に応じてE）のもとでの定常状態の出力
－EER（COP）の測定値と、条件A、B、C、D※（必要に応じてE）のもとでの周期テストの出力
－ヒートポンプ出力が 0 になる、もしくは要求される部分負荷の一部のみが課せられるテストポイントにおいて、次の値を提示すること。
＊最大ヒートポンプ出力$Pmax_j$
＊最大パフォーマンス係数$COPmax_j$
＊負荷係数res_j
－補足的ヒーティング RES のための年間電力消費比（Annual electricity consumption fraction for supplementary heating RES：詳細は付属書Ⅰ、Ⅱに記載）

※屋外温度によって定められる条件のこと。条件 A が 35℃、条件 B が 30℃、条件 C が 25℃、条件 D が 20℃、条件 E が－15℃。

・付属書Ⅰで定義されるビンリミット（binlimit）、クーリングターンダウン比 Ctd。ヒーティングターンダウン比 HPtd

	・付属書Ⅱで定義されるサーモスタットオフP_{TO}、スタンバイP_{SB}、クランクケースヒーターP_{CK}、オフモードP_{OFF}の各電力消費値 ・付属書Ⅰ、Ⅱで定義される流量 **（3）LAC について** ・全負荷時の冷房モードにおけるエネルギー効率比（EER） ・付属書Ⅰ、Ⅱで定義される流量 ・オフモード、スタンバイモードの消費電力 **（4）コンフォート・ファンについて** ・最大ファンスピードにおける消費電力 ・最大ファンスピードにおける固有ファンパワー（W/（dm^3/s）） ・オフモード、スタンバイモードの消費電力 その他、RAC と LAC については、1992/75EEC 指令に基づいたラベリングが本規則発効の 2 年後に要求されている（コンフォート・ファンは対象外）。ラベリングレベルの基準、ラベルのフォーマット等を現在検討中である。

⑤欧州 EuP 指令：パソコンの実施措置＜作業文書＞

名称	EuP 指令を実施するためのパソコンにおけるエコデザイン要求事項に関する委員会規則**＜作業文書＞**
発行年月日	2009 年 10 月 9 日
検討段階	現在、コンサルテーションフォーラムにて実施措置を検討中。2009 年 10 月 9 日に開催された第 14 回会合にて、実施措置の基礎となる作業文書が合意された。
対象機器	以下の機器を対象とする。 ・デスクトップコンピュータ ・ノートブックコンピュータ ・統合型デスクトップコンピュータ（コンピュータとディスプレイ機能が一つのユニットで構成されているもの） ・ワークステーション（高性能コンピュータ） ・シンクライアント（リモートコンピューティングリソースに頼る独立電源のコンピュータ）
目的	・　使用段階での電力消費量を削減すること。
評価項目・評価基準	**■待機状態の消費電力** **（1）デスクトップ、および統合型デスクトップ** ＜第一段階：本規則発効の 6 ヶ月後より＞ 待機電力消費量が以下の値を超えないこと。 ・カテゴリA※は 50W以下 ・カテゴリ B は 65W 以下 ・カテゴリ C は 95W 以下　※カテゴリは付属書Ⅲに記載 ＜第二段階：2013 年 1 月 31 日までに＞ ・標準エネルギー消費量（Typical Energy Consumption [kWh/年]：以下、TEC）が以下の値を超えないこと。 －カテゴリ A は 148kWh/年 －カテゴリ B は 175 kWh/年 －カテゴリ C は 209 kWh/年 －カテゴリ D は 234 kWh/年 ・メモリ 基準値を上回る GB ごとに 1kWh が適用される（カテゴリ A、B、C の基準値は 2GB、カテゴリ D の基準値は 4GB） ・プレミアムグラフィクス フレームバッファ幅が 128 ビット以下の場合は 35kWh、128 ビットより大きい場合は 50kWh が適用される。 ・追加の内部ストレージには 25kWh が適用される。 **（2）ノートブック** ＜第一段階：本規則発効の 6 ヶ月後より＞ 待機電力消費量が以下の値を超えないこと。これはエナジースターのバージョン 4 における待機電力要求と同じ（ただしカテゴリ C は追加）である。 ・カテゴリ A は 14W 以下 ・カテゴリ B は 22W 以下 ・カテゴリ C は 31W 以下 ＜第二段階：2013 年 1 月 31 日までに＞ ・TEC が以下の値を超えないこと。 －カテゴリ A は 40kWh/年

	－カテゴリ B は 53 kWh/年 －カテゴリ C は 88.5 kWh/年 ・メモリ 4GB を上回る GB ごとに 0.4kWh が適用される ・プレミアムグラフィクス フレームバッファ幅が 64 ビットより大きい場合は 3kWh が適用される。 ・追加の内部ストレージには 3kWh が適用される。 **（3）ワークステーション** ＜2014 年 1 月 31 日までに＞ P_{TEC}(W)が以下の値を超えないこと。 P_{TEC}＝0.28×[Pmax＋（#HDD×5）] ※Pmax は最大パワー値、#HDD はハードディスクドライブの数 P_{TEC}の定義はエナジースター・バージョン 5 のセクションⅢ～Ⅳを参照 **（4）シンクライアント** ＜2014 年 1 月 31 日までに＞ カテゴリ A は 12W 以下、カテゴリ B は 15W 以下の待機電力にすること。 **■スリープモードの消費電力** **（1）デスクトップ、統合型デスクトップ** ＜本規制発効の 6 ヶ月後より＞ ・スリープモードの消費電力が 4W を超えないこと。ただし、WOL（Wake On LAN）機能を有する場合は、0.7W を追加する。 **（2）ノートブック** ＜本規制発効の 6 ヶ月後より＞ ・スリープモードの消費電力が 1.7W を超えないこと。ただし、WOL 機能を有する場合は、0.7W を追加する。 **（3）ワークステーション** 規定無し **（4）シンクライアント** ＜2014 年 1 月 31 日までに＞ ・スリープモードの消費電力が 2W を超えないこと。ただし、WOL 機能を有する場合は、0.7W を追加する。 **■オフモードの消費電力** **（1）全てのコンピュータ** ＜本規制発効の 1 日後より＞ ・オフモードの消費電力が 1W を超えないこと。 ・オフモード､もしく消費電力が 1W を超えない同様のモードを備えること。 ・WOL 機能を有する場合は、0.7W を追加する。 **■内部電源の効率** **（1）全てのコンピュータ** ＜本規則発効の 6 ヶ月後より＞ ・定格出力 50%で、85%以上の効率

・定格出力 20%および 100%で、82%以上の効率
・定格出力 100%で、パワーファクターが 0.9 以上

■外部電源の効率

（1）全てのコンピュータ

コンピュータが外部電源を備えている場合は、EuP の外部電源規制 No.278/2009 を順守すること。

■パワーマネジメントの付与

（1）シンクライアント以外のコンピュータ

＜本規則発効の 6 ヶ月後より＞

・ユーザーの最後の動作から 30 分以内にスリープモードに切り替わる機能を有すること。
・スリープもしくはオフモードに切り替わった際には、1Gb/秒以上のすべてのイーサネット・ネットワークリンクのスピードを落とすこと。

（2）全てのコンピュータ

＜第一段階：本規則発効の 6 ヶ月後より＞

・イーサネット機能を有するコンピュータは、スリープモードのために WOL を有効/無効にする機能を有すること。
・ユーザーの最後の動作から 10 分以内に機能するディスプレイスリープモードを有すること。

＜第二段階：2013 年 1 月 7 日までに＞

・コンピュータがメイン機能を提供しない、もしくは他のエネルギー使用機器がその機能に依存しない場合は、可能な限り短い時間内で自動的にオフモードか、それと同様のエネルギー消費モードに切り替わる機能を有すること。なお、この機能は出荷時には選択された状態にしておくこと。

■情報提供

（1）全てのコンピュータ

＜第一段階：本規則発効の 6 ヶ月後より＞

・製造業者は以下の情報を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。
　－オフ時の電力消費（W）
　－内部・外部電源の効率

＜第二段階：2013 年 1 月 31 日までに＞

・製造業者は以下の情報を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。
　－パワーマネジメント（エナジースター・バージョン 5 要求事項と同じもの）の有効性

（2）デスクトップ、統合型デスクトップ、ノートブック

＜第一段階：本規則発効の 6 ヶ月後より＞

・製造業者は以下の情報を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。
　－待機状態での電力消費（W）
　－スリープモードでの電力消費（W）
　－製品カテゴリ

	＜第二段階：2013 年 1 月 31 日までに＞ ・製造業者は TEC の値（kWh）を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。 **（3）ワークステーション** ＜2014 年 1 月までに＞ ・製造業者は以下の情報を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。 －P_{TEC}の値（kWh） －最大パワー消費（W） －待機状態での電力（W） －スリープモードでの電力（W） －オフモードでの電力（W） **（4）シンクライアント** ＜2014 年 1 月 30 日までに＞ ・製造業者は以下の情報を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。 －待機状態での電力消費（W） －スリープモードでの電力消費（W） －製品カテゴリ

⑥欧州 EuP 指令：パソコンディスプレイの実施措置＜作業文書＞

名称	EuP 指令を実施するためのノン・プロフェッショナル・ディスプレイにおけるエコデザイン要求事項に関する委員会規則**＜作業文書＞**
発行年月日	2009 年 10 月 9 日
検討段階	現在、コンサルテーションフォーラムにて実施措置を検討中。2009 年 10 月 9 日に開催された第 14 回会合にて、実施措置の基礎となる作業文書が合意された。
対象機器	以下の機器を対象とする。 ・コンピュータモニタ ・デジタルフォトフレーム
目的	・　使用段階での電力消費量を削減すること。
評価項目・評価基準	**■オンモードの消費電力** **（1）全てのディスプレイ** ＜第一段階：本規則発効の 6 ヶ月後より＞ オンモードの電力消費量が以下の Y 値を超えないこと。 ・解像度が 1MP 以下の場合、Y＝23W ・解像度が 1MPより大きい場合、$Y=28\times X^{※}$ ※X はディスプレイのメガピクセル数（例：1.92 メガピクセル） ＜第二段階：2012 年 10 月 31 日までに＞ オンモードの連力消費量が以下の PO 値を超えないこと。 ・解像度が 1.1MP 以下の場合 $PO=6\times(MP^{※1})+0.775\times(A^{※2})+3$ ・解像度が 1.1MP より大きい場合 $PO=9\times(MP^{※1})+0.775\times(A^{※2})+3$ ※1　MP はディスプレイのメガピクセル数 ※2　Aは可視スクリーンエリア(dm^2) **■スリープモードの消費電力** **（1）全てのディスプレイ** ＜第一段階：本規制発効の 6 ヶ月後より＞ スリープモードの消費電力が 2W を超えないこと。 ＜第二段階：2012 年 10 月 31 日までに＞ スリープモードの消費電力が 1W を超えないこと。 **■オフモードの消費電力** **（1）全てのディスプレイ** ＜第一段階：本規制発効の 1 日後より＞ ・オフモードの消費電力が 1W を超えないこと。 ・全てのディスプレイはオフモード、または消費電力が 1W を超えない同様の状態を有すること。 ＜第二段階：2013 年 1 月 7 日までに＞ ・オフモードの消費電力が 0.5W を超えないこと。 ・全てのディスプレイはオフモード、または消費電力が 0.5W を超えない同様の状態を有すること。 **■外部電源の効率** **（1）全てのコンピュータ** コンピュータが外部電源を備えている場合は、EuP の外部電源規制

	No.278/2009 を順守すること。 **■パワーマネジメントの付与** **（1）コンピュータモニタ** ＜本規則発効の 6 ヶ月後より＞ ディスプレイが自動的にスリープモード、もしくはオフモードに切り替わる機能を有すること。 **（2）デジタルフォトフレーム** ＜本規則発効の 6 ヶ月後より＞ ・自動的にスリープモード、もしくはオフモードに切り替わるセンサーやタイマーを有すること。 ・ユーザーの最後の動作から 4 時間後にはスリープモードに切り替わるデフォルトとすること。 ・パワーマネジメント設定はメインセットアップメニューでできるようにすること。 **■情報提供** **（1）全てのコンピュータ** ＜本規則発効の 6 ヶ月後より＞ ・製造業者は以下の情報を取扱説明書、およびオープンフリーのウェブサイト上に掲載すること。 －オフ、スリープ、オンモードの電力消費（W） －解像度（MP） －スクリーンエリア（dm^2） －パワーマネジメント（エナジースター・バージョン 5 要求事項と同じもの）の有効性 －パワーマネジメントを有効にする方法

⑦電機・電子製品及び自動車の資源循環に関する法（韓国）

名称	電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法
運用主体	韓国政府
発行年月日	2008 年 1 月
対象機器	・自動車 ・電気・電子製品（テレビ、冷蔵庫、家庭用洗濯機、エアコン、パソコン、オーディオ、携帯電話端末、プリンター、コピー機、ファクシミリ）
制定の背景	1993 年に施行された「材料と技量の改善システム(Material and workmanship improvement system)」では、自動車及び電気・電子製品（対象機器は本法律と同様）の製造事業者は製品設計時に製品のリサイクル可能率を考慮することが義務付けられていた。さらに、大規模事業者（自動車を年間 10,000 台以上生産・輸入するする業者、20,000 アイテム以上を生産する電気・電子製造業者）は、製品のリサイクル可能性を分析し、その結果を毎年環境省と通商産業エネルギー省に提出しなければならなかった。 2008 年 1 月に施行された本法律は、事業者が達成すべきリサイクル可能率を定めるとともに、製品に含有する有害物質の基準を定める等、関連業界全体の対応を促すことを目的としている。
目的	・ 欧州で先んじて施行された RoHS 指令、WEEE 指令、ELV 指令に対応するため。 ・ 韓国国内における自動車及び電気・電子製品のリサイクルを義務化するため。
評価項目・評価基準	＜電気・電子製品に関係する部分のみを抜粋・要約＞ **■使用制限有害物質の含有基準** 鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルは同一物質内の重量基準（wt）で 0.1%未満、カドミウムは 0.01%未満。 **■年次別リサイクル可能率** ・2009 年 12 月 31 日以前 1 台あたり重量基準でリサイクル及びエネルギー回収の合計が 100 分の 85 以上。ただし、エネルギー回収は 100 分の 5 以下のみ認める。 ・2010 年 1 月 1 日以降 1 台あたり重量基準でリサイクル及びエネルギー回収の合計が 100 分の 95 以上。ただし、エネルギー回収は 100 分の 10 以下のみ認める。 **■情報公開** 該当事業者は、有害物質含有基準やリサイクル可能率の遵守状況を運営管理情報システム、もしくは自社のウェブサイトで公表しなければならない。 **■リサイクル情報の提供** 電気・電子製品の製造・輸入業者は、リサイクル事業者からリサイクル情報の提供を要請された場合、遅くとも 1 カ月以内に情報を提供しなければならない。 **■リサイクル義務量** ・電気・電子製品の製造・輸入業者は、以下の式で算出されるリサイクル義務量を達成しなければならない。 *リサイクル義務量＝製品別リサイクル義務率※×前年度回収した廃電気・電子製品の平均重量×電気・電子製品の製造・輸入業者の該当年度の出庫台数*

	※リサイクル義務量は、リサイクル可能資源の分離収集量、輸出・輸入量、リサイクル施設の規模、リサイクル技術の開発状況、製品の耐久年数等を考慮して算定する。 ・リサイクル方法が同じ電気・電子製品群内でリサイクル義務量を超過してリサイクルした品目のリサイクル量を、リサイクル義務量を達成できなかった品目のリサイクル実績として認めることができる。 ・リサイクル義務量を超過してリサイクルした場合には、その超過してリサイクルした量を翌年度、または翌々年度のリサイクル実績に含めることができる。 ・電気・電子製品の製造・輸入業者は、リサイクル義務量を達成できなかった場合、リサイクル義務量のうちリサイクルされなかった数量にリサイクル賦課金の基準費用（例：テレビの場合、kg あたり 165 ウォン[約 13 円]）を掛けて算定した金額に、さらに一定の加算金額を足した金額を支払わなければならない。 **■リサイクル義務履行計画書、履行結果報告書の提出** 電気・電子製品の製造・輸入業者は、毎年定められた期限までに、リサイクル義務履行計画書、及びリサイクル義務履行結果報告書を環境部長官に提出しなければならない。

⑧米国 EPEAT

名称	EPEAT（米国グリーン調達基準）
運用主体	EPEAT. Inc（NPO）
策定時期	2006 年
評価スキームの位置づけ	・ 製品における 3 R配慮設計、有害物質の削減・撤廃、省エネルギー等の環境配慮性を総合的に評価して、その情報をユーザに提供することを目的とするグリーン調達基準（Electronic Products Environmental Assessment Tool：EPEAT）が、2006 年以降に運用されている。 ・ 基本要求が 23 項目、追加要求が 28 項目の合計 51 項目の要求事項がある。項目への合致状況により、製品が以下の 3 段階にランク付けされる。 *－Bronze　基本要求 23 項目のみに合致* *－Silver　基本要求 23 項目と、追加要求の少なくとも 50%に合致* *－Gold　基本要求 23 項目と、追加要求の少なくとも 75%に合致*
対象とする製品カテゴリー	デスクトップ、ディスプレイ、統合型デスクトップコンピュータ、ノートブック、シンクライアント、ワークステーションデスクトップ、ワークステーションノートブック
運用規模	2010 年 1 月の時点で、40 カ国※1が参加。製品を登録している製造事業者は 42 社※2、登録されている製品は 9,796 品目である。 ※1、2 の詳細は 25 ページに記載
評価項目・基準	○は基本要求、■は追加要求を示す。 ＜環境負荷の高い物質の削減、除去＞ ○欧州 RoHS への期限内での対応 ■同質素材内のカドミウム含有値が欧州 RoHS の閾値の 50%以下 ○光源に使用されている水銀量(mg)の報告 ■光源に使用されている水銀量が産業基準以下 ■光源に使用されている水銀量がごく微量以下 ■鉛含有値が欧州 RoHS の閾値の 5%以下 ■六価クロム含有値が欧州 RoHS の閾値の 50%以下 ○短鎖塩素化パラフィン含有量がごく微量以下 ■製品に使用されるプラスチックに含有する難燃剤（67/548/EEC 指令に定義されるもの）がごく微量以下 ■バッテリーが鉛、カドミウム、水銀を含まない ■25g 以上の部品が PVC を含まない ＜資材選定＞ ○再生プラスチック使用量(%)の明示 ■再生プラスチックの使用量が 10%以上 ■再生プラスチックの使用量が 25%以上 ○再生可能／生物由来プラスチック含有量 (%)の明示 ■再生可能／生物由来プラスチックの使用量が 10%以上 ○製品重量(lbs)の明示 ＜最終処分を考慮した設計＞ ○特別な取り扱いを要する材料の表示 ○リサイクルや再利用に利用できない塗装やコーティングの排除 ○外部筐体分解の容易性 ○プラスチック部品の表示 ○有害原料を含む部品の識別と取り外し ■プラスチックの原料タイプ数の削減 ■排除可能又は取り外し可能な金属成型/接合 ○最低 65%が再利用/リサイクル可能

	■最低 90%が再利用/リサイクル可能 ■手によるプラスチック取り外し ■プラスチックの表示 ＜製品寿命/ライフサイクル延長＞ ○3 年の追加保証期間とサービス契約 ○一般的ツールでのアップグレード ■モジュール設計 ■最低 5 年間は交換可能な部品があること（入手方法を明示） ＜エネルギー消費＞ ○エナジースターへの適合 ■新エナジースター基準への早急な適合 ■再生可能エネルギーアクセサリの使用が可能 ■再生可能エネルギーアクセサリが基本セットとして同封 ＜最終処分管理＞ ○製品の回収サービス規定 ■リサイクル業者の監査 ○充電式電池回収サービス規定 ＜コーポレートパフォーマンス＞ ○ISO14001 に基づいた環境ポリシーの実施 ○環境マネジメントシステムの自己証明 ■環境マネジメントシステムの第 3 者証明 ○US EPA パフォーマンス Track か GRI(Global Reporting Initiative)に適合した環境報告書の有無 ■GSI に適合した環境報告書の有無 ＜包装＞ ○包装材に重金属が含有しない ○分別可能な包装 ■包装材の 90%以上がリサイクル可能、ラベリングされたプラスチックを使用 ○リサイクルされた包装材か否かの明示 ■US EPA のガイドラインで定められた再生包装レベルへの適合 ■包装材回収プログラムの有無 ■最低 5 回再使用できる包装の提供
評価結果に基づく情報提供	評価項目への合致度によって 3 段階にランキングした結果を web 上で提供している。詳細を次ページ以降に示す。

Search by Manufacturer or Criteria GO >>
プルダウンで検索する国を選択。
EPEAT Quick Search Tool
For Products Registered in United States
BRONZE SILVER GOLD Totals
Desktops 4 28 66 98
Displays 1 92 85 178
Integrated Desktop Computers 0 31 11 42
Notebooks 29 461 395 885
Thin Clients 0 9 0 9
Workstation Desktops 1 0 10 11
Workstation Notebooks 0 1 5 6
Total: 35 622 572 1229
* Integrated System is a desktop and integrat nitor as one product
登録製品を品目別、ランク別に表示。数字をクリックすると該当製品群がポイントの高い順に表示されるページ（下図）へ。

Search Results
66 Search Results Found
You searched for:
Product Status: Active
Country: United States
Product Type: Desktops
Rating: Gold
Options
Export Product Info to EXCEL
Export Product and Criteria Info to EXCEL
Search Again
NOTE: Please use the Search Again button above to return to the starting point of your search. Using the
要求事項に合致したポイントの高い順に製品が表示される。
Compare Products
Compare Product Country Product Category Rating Opt. Pts Type Monitor Size Registration Date Status Exceptions
HP Compaq dc5800 Microtower PC ENERGY STAR® Desktops Gold 19 3/26/2008 Active
HP Compaq dc5800 Small Form Factor - ENERGY STAR® Desktops Gold 19 3/26/2008 Active
HP Compaq dc5850 Microtower PC ENERGY STAR® PC Desktops Gold 19 4/27/2008 Active
HP Compaq dc5850 Small Form Factor ENERGY STAR® PC Desktops Gold 19 4/27/2008 Active
HP Compaq dc7900 Small
製品名をクリックすると、該当製品の詳細ページ（下図）へ。

HP Compaq dc5800 Microtower PC ENERGY STAR®

Product: HP Compaq dc5800 Microtower PC ENERGY STAR®
Country: United States
Product Type: Desktops
Manufacturer: Hewlett-Packard
URL: http://hp.com
Rating: EPEAT GOLD®
Registration Date: 3/26/2008
Monitor Type:
Monitor Size:
Product Status: Active
Exceptions:

IEEE 1680-2006 Criteria Category Summary		Optional Points
4.1	Reduction/elimination of environmentally sensitive materials	5/5
4.2	Materials selection	0/3
4.3	Design for end of life	5/5
4.4	Product longevity/life cycle extension	2/2
4.5	Energy conservation	2/2
	Corporate Annual Report Points	
4.6	End of life management	1/1
4.7	Corporate performance	2/2
4.8	Packaging	2/4
	Total Optional Points:	**19/ 24**

Back

要求事項の項目群ごとに、達成率を表示。

要求事項の項目群をクリックすると、項目別の達成状況を示すページ（下図）へ。

IEEE 1680-2006 EPEAT Criteria Information

Packaging

dc5800 Microtower PC ENERGY STAR®

Meets Criterion	Required/ Optional Criterion	Criterion	*Declared Value
YES	Optional	4.8.2.2 Packaging 90% recyclable and plastics labeled	
YES	Optional	4.8.3.2 Minimum postconsumer content guidelines	
NO	Optional	4.8.4.1 Provision of take-back program for packaging	
NO	Optional	4.8.5.1 Documentation of reusable packaging	

Back to Product Detail

要求項目への合致状況を表示。

※1　EPEAT に参加している国一覧（2010 年 1 月時点）

- United States
- Australia
- Austria
- Belgium
- Brazil
- Bulgaria
- Canada
- China
- Cypress
- Czech Republic
- Denmark
- Estonia
- France
- Finland
- Germany
- Greece
- Hungary
- Iceland
- Ireland
- Italy
- Japan
- Latvia
- Lithuania
- Liechtenstein
- Luxembourg
- Malta
- Mexico
- Netherlands
- New Zealand
- Norway
- Poland
- Portugal
- Romania
- Singapore
- Slovakia
- Slovenia
- Spain
- Sweden
- Switzerland
- Taiwan Region of PRC

※2　EPEAT に参加している製造事業者一覧（2010 年 1 月時点）

- Ace Computers
- Acer Inc.
- Action S.A.
- Apple Inc.
- Arquimedes Automacao e Informatica Ltda
- ASUSTeK Computer Inc.
- BenQ
- CIARA-TECH
- Corporativo Lanix, S.A. de C.V
- Cybernet Manufacturing, Inc.
- Dell, Inc.
- EIZO NANAO Corporation
- Fujitsu Limited
- Gammatech Computer Corporation
- General Dynamics Itronix
- GETAC
- Hewlett-Packard
- Howard Technology Solutions, A Division of Howard
- Hyundai IT America Corp.
- Incom S.A.
- Itautec S.A. - Grupo Itautec
- Lenovo
- LG Electronics USA, Inc.
- M&A Technology, Inc.
- MDG Computers Canada Inc.
- MMD Taiwan Ltd.
- NCS Technologies, Inc.
- NEC Display Solutions, Inc.
- Northern Micro Inc.
- NTT System S.A.
- Panasonic
- PC Factory S.A.
- Positivo Informática S.A.
- Samsung Electronics America

⑨IEC 62430

名称	IEC62430 電気・電子機器の環境配慮設計
運用主体	国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission：IEC）
発行年月日	2009 年 2 月
対象機器	電気・電子製品
制定の背景	欧州 EuP を補完する規格として作られた共通規格（Horizontal Standard）である。
目的	・ 電気・電子製品の設計、開発に対して環境側面を配慮する一般的な手続きを提供すること。 ・ 製品の全ライフサイクル（材料、部品、製造、輸送、使用、廃棄等）を通して、環境性能（エネルギー、水、化学物質等）に対する義務的な要求を考慮すること。
評価項目・評価基準	環境配慮設計を行う者は、以下のようなプロセスを実行すること。 （1） 法規制及び関係者の環境関連要求の分析 （2） 環境側面とそれに該当するインパクトの確認 （3） 設計、開発 （4） レビューと継続的改善 各プロセスの詳細を以下に述べる。 **（1）法規制及び関係者の環境関連要求の分析** 関係する環境関連要求を整理するために、以下のようなポイントを検討する。 ・製品の機能 ・製品のライフサイクル段階 ・製品の環境側面 ・製品を提供する組織の活動 製品のプランニング、設計、開発に影響を与える環境関連要求の例としては、以下のようなものが挙げられる。 ・製品、製造プロセス、輸出入に関連する国内外の規制 ・国内外の技術規格、自主協定 ・顧客の仕様 ・競合製品のベンチマークレポート ・エコラベル、グリーン調達基準 ・サプライヤーからの技術文書 ・マーケット分析、マーケットトレンドレポート ・社会、投資家、メディアの期待 環境関連要求の分析にあたっては、以下のような点について考慮する。 ・スタッフの知識、専門性 ・要求事項の範囲（技術的範囲、地理的範囲等） ・特別な調査が必要な製品ポートフォリオにおける製品のカテゴリ ・変更頻度、モニタリングの結果 ・製造ストラテジー、組織の構成 ・内外のリソース、適当な専門サービスの可能性 ・サプライヤーの協力と能力 ・経済的、人的リソース **（2）環境側面とそれに該当するインパクトの確認** 製品の環境影響分析には、ライフサイクルアセスメントが有効な方法である。

製品の材料調達、製造、包装、輸送、設置・修理、使用、廃棄といったライフステージ毎に、環境への影響を検討する。

次表にライフステージ毎の環境影響分析の例を示す。

	材料調達	製造	包装、輸送	設置、修理	使用	廃棄
材料、エネルギー消費	材料、エネルギーの量と種類	補助的な材料、エネルギーの量と種類	・包装の有無 ・輸送手段、距離	開封、設置、修理に必要な材料、エネルギーの量と種類	使用に必要な材料、エネルギーの量と種類	廃棄に必要な材料、エネルギーの量と種類
排出	・排出の有無 ・排出物の量と種類	・排出の有無 ・排出物の量と種類	・輸送中の排出物の有無 ・排出物の量と種類	開封、設置、修理で発生する排出物の有無、及び量と種類	使用中に発生する排出物の有無、及び量と種類	廃棄で発生する排出物の有無、及び量と種類
物理的影響（騒音、電磁波等）	物理的影響の有無	物理的影響の有無	輸送中の物理的影響の有無	開封、設置、修理段階における物理的影響の有無	使用中の物理的影響の有無	廃棄段階における物理的影響の有無
廃棄物発生	発生する廃棄物の量と種類	・発生する廃棄物の量と種類 ・副産物の有無	包装、輸送段階で発生する廃棄物の量、種類	開封、設置、修理で発生する廃棄物の量と種類	使用中に発生する排出物の量と種類	廃棄で発生する排出物の量と種類
リユース、リサイクル、リカバリーの可能性	材料、エネルギーのリカバリーの可能性有無	製造工程で発生した材料、エネルギー、廃棄物のリカバリーの可能性有無	包装材のリユース、リサイクルの可能性有無	・簡便なサービスか否か ・コンポーネントのリユースの可能性 ・設置、修理段階で発生した材料、エネルギーのリカバリーの可能性有無	使用段階における材料、エネルギーのリカバリーの可能性有無	・簡便に解体できるか否か ・リサイクル、リカバリーできる材料、エネルギーの有無

（3）設計、開発

設計、開発段階では、まず製品機能の特定化を行い、それから影響の大きい環境側面から優先的にパラメータを定義していくこととなる。

以下に、検討の際のポイントを示す。

・機能性
　複数の機能、モジュール方式、自動コントロール、最適化の可能性を検討。環境パフォーマンスと特別使用に適合した製品を比較。
・材料効率性
　材料使用量の削減、低環境負荷な材料の使用、リカバーされた材料の使用を検討。
・エネルギー効率性
　使用段階も含めた製品の全ライフステージにおけるエネルギー消費を確認。エネルギー使用量の削減や低環境負荷なエネルギーの使用可能性を検討。
・材料組成
　購入された材料も含めて、製品に含有する成分を把握。製品に含まれる有害成分の削減、排除の可能性を検討。
・耐久性
　製品の寿命、有用性、新技術の開発による環境影響改善の可能性を検討。

・クリーナープロダクション
　クリーナープロダクション技術を使用し、有害な消耗品、材料の回避を検討。
・包装
　材料効率性の観点から検討するとともに、テイクバックシステムに関する情報を検討。
・輸送
　製品の大きさ、重さを考慮し、最適な輸送距離を検討。
・リユース、リカバリー、リサイクル
　材料使用量の削減、リソースのリカバリー、材料リサイクル、よりリサイクルを簡便にする材料、部品の再使用の可能性を検討。

上記の検討結果に基づき、排出量 X%を削減、エネルギー効率 Z%を達成などといった環境目標を立てる。

次に、製品の仕様に見合った技術ソリューションを検討する。機能性、品質、コスト、市場性といったパラメータを考慮し、環境配慮設計を行うことで生じるトレードオフの関係について、最適なソリューションを検討・決定する。

（4）レビューと継続的改善

主な製品デザインが完了したとき、もしくは環境側面が重大な影響を受けたときには、レビューを行う。レビューでは、パフォーマンス評価、目標達成評価、改善の可能性などについて査定する。これらの評価・査定は定性的、定量的に行うことができる。以下に例を示す。

・好ましくない環境インパクトの防止、削減
・参考製品、参考製品カテゴリと比較して環境パラメータを改善
・コスト効率と利益を検討

その他：環境配慮設計のための情報共有

環境配慮設計プロセスの国際的な協調は、環境配慮設計の情報要求に対する理解を促進することになる。これは、全ライフサイクルを通じた環境側面の分析に必要な情報が、プライチェーンに沿った様々な関係者間で共有されるのに役立つ。さらに、情報を共有することで、異なる組織が 1 つのゴールを目指すことが容易になる。

⑩EU 持続可能な消費と生産に関するアクションプラン

名称	持続可能な消費と生産および持続可能な産業政策の行動計画
主体	EU
発行年月日	2008 年 7 月 16 日
主な内容	**1．より賢明な消費とより良い製品のためのダイナミックな政策枠組み** **■エコデザイン指令** ・ 製品の対象範囲がすべてのエネルギー関連製品（使用中にエネルギー消費の影響を生じる製品）をカバーするように拡大する。ただし、別法律下の輸送手段は除く。 ・ これらの実施措置は、既存の共同体法や自主規制を勘案して、重大な環境影響のある製品、大きな改善可能性が見込める製品、販売と貿易量が大きい製品について作成される。 ・ 実施措置においては、特に製品のエネルギー及び資源の使用が考慮される。その他、有害物質及び希少資源の使用削減等が考慮される。 ・ 目標とされる製品グループについては、実施措置により以下の 2 つのパフォーマンスレベルが設定される。 *－製品が域内市場で認められるために達成しなければならないミニマム要件を設定。* *－高レベルのベンチマークを設定。* **■製品のラベリング** ・ ラベリングの対象がエネルギー使用製品からエネルギー関連製品に拡大される。ラベリングのカテゴリはエコデザイン指令の手続きの結果に応じて設定される。 ・ 製品の適用範囲を拡大するために、エコラベルの取得プロセスが簡素化、合理化される。 ・ エコラベルの基準は、その時点で市場における入手可能な製品の 10%が適合するようなレベルに設定される。 ・ エコラベル規制に基づく意思決定プロセスについては、データ及び科学的知見が効率的に使用され、消費者への提供情報に一貫性を持たせるよう、エコデザイン指令とラベリング指令とに密接に関連付けられる。 **■インセンティブ** ・ ラベリング指令に基づく実施措置において、公共機関が調達してはならない階級レベルを特定する。 ・ 欧州委員会においてエネルギー税の枠組みを改正することの可否を検討している。 ・ 欧州委員会において実施可能な EU レベルでの財政インセンティブ・メカニズムの利点と欠点を分析する研究を開始している。この研究により、エコデザイン指令やエコラベル規制でカバーされる製品に対して、追加的施策の必要性を分析する。 **■一貫性のあるデータと方法** ・ 上述した政策を実施するためには、製品の全体的な環境パフォーマンス、市場への浸透度等を評価し、その進展をモニタリングするための一貫性した、信頼できるデータと方法が必要である。 ・ 異なるツール下で得られた、製品及び環境影響に関するデータを共有する。 ・ 理想的には、国際規格に基づいた欧州整合規格の使用が試みられるべきである。

■グリーン公共調達の促進

・ 前述した強制的な措置（環境パフォーマンスが一定レベル以下の製品の調達禁止）を補完する役割として、公共機関に対してグリーン調達を促進するためのガイダンスとツールを提供する。
・ ガイダンスでは、各国のレベルを基にした目標の設定、及び共同体に沿った入札仕様書モデルが提供される。
・ サービス、及び強制レベルでの基準が設定されていない製品については、自主的な共通のグリーン調達基準を設定する。

■小売業者及び消費者との作業

・ 以下のような目的を持った小売業界フォーラムを創設する。
  －*取り組むべき重要分野を確認し、現行イニシアティブの基準を定義する。*
  －*最善の慣行を共有するとともに、現行イニシアティブの地域的な適用範囲を拡大する。さらに新たなイニシアティブの着手を目指す。*
  －*行動の進展状況を個人ベースで報告する。*

・ 小売業界フォーラムは、ここの大規模小売業者が明確な目的、スケジュール、実現可能な事項、モニタリング指標を用いて、野心的かつ具体的な行動を約束することを目的とする。
・ 欧州委員会は、消費者の認識を高め、より多くの情報に基づいた選択ができるように支援を行う。例えば、若者向けの情報伝達・認識力向上のためのツールや、オンライン教育のモジュール等を開発する。

２．より無駄のない生産

■資源効率性の向上

・ EU では過去 10 年間にわたって資源の生産性が実質ベースで 2.2%改善された。今後も資源生産性の改善は、この EU 平均値と同ペースで続かなければならない。
・ そのために、資源効率性をモニタリング、ベンチマーク、促進するためのツールを開発する。
・ その後、環境上の重要性及び天然資源へのアクセスを基にした詳細な材料ベースの分析と目標が導入されることとなる。

■エコ・イノベーションの支援

・ EU におけるエコ・イノベーションとその理解について、モニタリング、ベンチマーク、後押しするためのツールを開発する。
・ 信頼できる第三者機関が、パフォーマンス及び新技術の潜在的な環境影響を検証できるよう、EU 全体にわたる環境技術検証スキームを創設する。これは規制枠組みをベースとした、任意で部分的に自己資金で行うスキームとなる。

■産業の環境ポテンシャルの向上

①EMAS 規制の改正

・ 生産プロセスの資源効率を改善するため、EMAS に参加する企業数を増やし、中小企業の管理負担及びコストを削減させるような重要な改正を行う。

②環境産業に対する産業政策イニシアティブの開発

・ 環境産業のさらなる競争力強化と、伝統的な産業からの理解を得られるように支援するため、環境産業のためのイニシアティブを開発する。

・ 環境産業の競争力の妨げになっている規制障壁、市場の失敗、経済界の他部門の理解について、包括的な検証を行う。特に、域内市場、より良い規制、標準化、金融へのアクセスといった問題を取り扱うものとする。
・ 持続可能な解決をもたらす情報通信技術の潜在力を調査する。
・ リードマーケット・イニシアティブによって鑑定された優先分野に対しては、特別の配慮を行う。

③中小企業への支援
・ 欧州企業ネットワークという組織によって、環境エネルギー分野のノウハウ、及び専門技術に関する認識の向上、普及が図られる。

3．持続可能な製品のグローバル市場に向けた作業
・ 2012 年以降の約束期間に関する包括的な国際気候変動条約を補完するものとして、国際的な気候交渉においてセクター別アプローチを推進する。
・ 国連の持続可能な消費及び生産に関するプログラム 10 年策組み（マラケシュプロセス）の一部として、持続可能な消費及び生産政策を推進する。
・ EU・アジアパートナーシップ（SWICH プログラム）を通じるなどしてパートナーシップを強化し、国際的なラウンドテーブルやパネルを支援する。
・ 2008 年 6 月には、欧州委員会のイニシアティブにより、G8 諸国が中国、インド、韓国と共同して「国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC: International Partnership for Cooperation on Energy Efficiency）」の設立を決定した。
・ ドーハ開発アジェンダに基づく WTO の交渉において、また 2 国間貿易交渉との関連で、環境物品及びサービスの貿易自由化に向けた努力を続ける。これはできる限り国際標準をベースにして行われるべきである。

4．結論とロードマップ
・ 以下の文書は、この行動計画に付随するものである。
  －エコデザイン指令の拡大案
  －エコラベル規制の改正案
  －EMAS 規制の改正案
  －グリーン公共調達に関する通達

・ これらに続き、近く以下の文書が発行される。
  －エネルギー・ラベリング指令の改正案
  －環境技術検証スキーム規則案
  －以下の行動は 2008～2009 年内に提示
    （資源効率の促進、エコ・イノベーションの促進、環境産業に対する産業政策イニシアティブの開発、セクター別アプローチ、良い慣行の国際的な推進、環境にやさしい製品及びサービスの国際貿易の促進）

・ 本行動計画の進捗状況と報告書は、2012 年に見直される予定である。

現状分析の概要は以下のとおり。

- EuP 指令における環境配慮設計への要請、環境配慮設計に関する国際標準化に向けた検討、米国 EPEAT の他製品への展開・国際化等、環境配慮設計に関する国際標準化に向けた動きが活発化している。
- 国際電気標準会議（IEC）TC111 ではリサイクル可能率（PT 62635）、情報伝達（PT 62650）に関して検討が進行中。2009 年 10 月の会合において、検討スコープの確認がなされたところ。

  ＜リサイクル可能率（PT 62635）：設計時点でのリサイクル可能性を評価＞

  韓国が自国における電気・電子機器のリサイクル法において、リサイクル可能率を定めていることから、標準化の検討に積極的。

  ＜情報伝達（PT 62650）：リサイクラーへの情報伝達内容を標準化＞

  リサイクル・処理に必要な情報提供（解体方法、材質表示等）の方法について標準化を目指す。検討リーダーはフランスが努める。
- EU において、EuP 指令に基づく電気・電子機器の実施措置（環境配慮設計に関する具体的な規定内容）の作成が進められているところ（テレビ、冷蔵庫については発行済み）。内容的には、省エネ（一部に化学物質の規定あり）に関する項目のみ。2008 年の「持続可能な消費と生産に関するアクションプラン」において、「資源利用」「特定物質や希少資源の使用削減」も実施措置に盛り込む旨の方向性が示されており、今後、具体的な動きが出てくることが想定される（2012 年頃？）。

(2) 個別施策により期待される効果

3R に配慮した製品の推進に当たって、3R 配慮性能の評価や 3R 配慮情報の活用を行う際には、当該製品の国際競争力を阻害することのないよう国際的な環境配慮性能の評価スキーム等との整合を図ることが必要となる。このため、国際動向を踏まえた対応により、製品の国際競争力の確保に資することが期待される。現在、3R 分野に関する国際標準は検討が開始されたばかりであり、我が国が世界的にもリードしている 3R 分野において、標準化の議論をリードすることによって、我が国の競争力を向上し、国際社会に貢献するルールの構築を目指すことが重要と考えられる。

(3) 国際動向を踏まえた対応にあたっての論点

以下、国際動向を踏まえた対応にあたっての検討課題を示す。

- 資源循環への取り組み
- IEC PT 62635, 63650 にて韓国をサポートする形でリード
- 希少資源の課題を取り扱うことを提案

・ ISO にてリサイクル手法の規格化を提案
  － 環境負荷の観点からの配慮要求事項
  － トレーサビリティ